第４章　施策の展開

環境目標１　自然と人との共生

生き物がすみやすく、豊かな自然が身近に感じられるまち

自然環境

１-１　生き物がすめる環境を大切にする

<現　状>

本市は、黒目川等の河川が縦横に広がり、周囲の斜面林と共に豊かな水辺環境を形成しています。また、市内に点在する湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持ち、身近な水源や生活、やすらぎの場として親しまれてきました。

これらの豊かな水資源は、うるおいのある都市環境の形成、豊かな自然環境や市民の憩いの場として将来にわたって保全することが求められているため、市では緑地等の保全や雨水の地下浸透などを進めることで水源のかん養に努めています。

市内の河川沿いに広がる緑地や崖線の斜面林、台地上の雑木林や農地において、それぞれの環境に適応した様々な動植物が生息・生育しています。これらの生物の生息・生育環境は、生態系だけでなく、気候変動の緩和や歴史ある郷土景観の形成、防災面においても重要であるため保全に努めています。

市民アンケートの結果からも「みどりや水辺が多く、自然が豊かなまち」が望まれていることを踏まえ、水辺や緑地の保護・保全に更に取り組むことが求められます。

本市では、特別緑地保全地区や保護地区の指定を進め、生物の生息・生育環境の保全と維持・管理を進めています。また、市民や次代を担う子供たちが身近な環境に関心を持ち、生物多様性に対する理解を深めてもらうため、市民や市民団体と連携した活動や普及啓発を継続し、情報提供や機会づくりに努めています。

■朝霞市の主な自然環境の分布

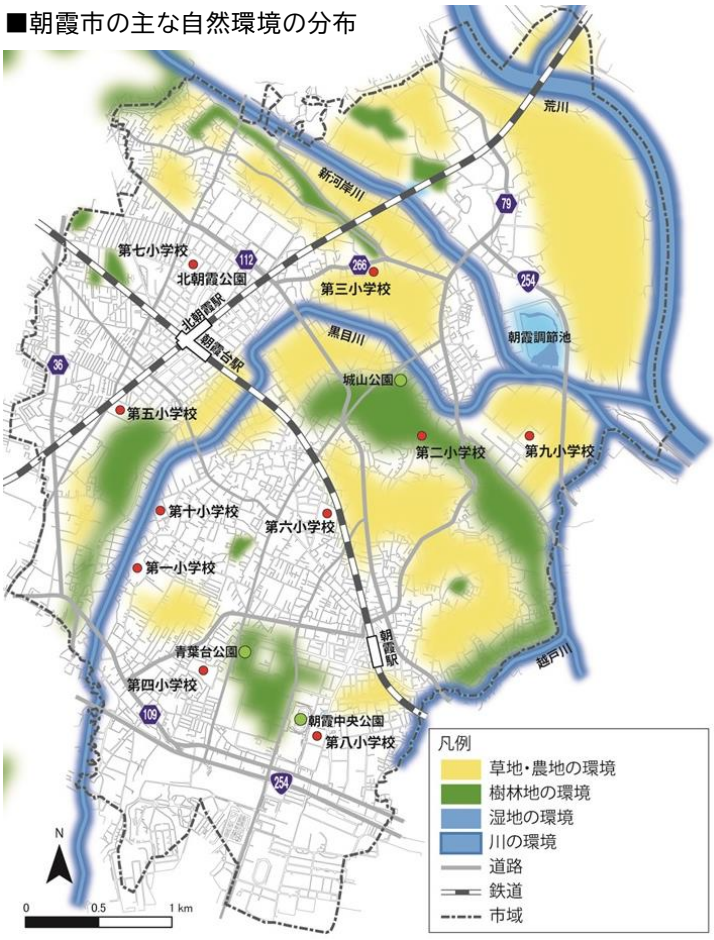

（出典：朝霞市みどりの基本計画）

<課　題>

■ 治水対策及び地下水、湧水地の保全のため、雨水の地下浸透を図っていくなど、地域の水循環をより健全にしていく必要があります。

■ 緑地や水辺生態系など、生物生息環境の保全を図り、多様な生き物がもたらす恵みを資源として保全し、継承していくことが求められています。

■ 地域の貴重な共有財産である湧水地や地下水の保全を通して、清流や生物生息環境の形成、自然とのふれあい、地域の環境学習の場などとして活用し、適正に維持管理していくことが期待されます。

■ 生態系及び生活環境保全の観点から、外来生物への対策が必要です。

＜実施施策＞

1-1-1 健全な水循環の形成

■湧水地の保全

具体的な取組・事業	主な担当部署
○市内に残る貴重な湧水を保全するため、湧水地及び湧水地周辺の樹林地や歴史的・文化的環境の保全に努め、湧水の水源かん養に努めます。	みどり公園課 文化財課 環境推進課
○指定文化財の湧水地については、水質検査や除草・清掃等の適切な維持管理を行い、引き続き健全な水循環の保全を図ります。	文化財課

■雨水の浸透対策の推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○農地や樹林地の保全、透水性舗装の設置など、雨水の地下浸透を推進し、地下水のかん養を図ります。	みどり公園課 産業振興課 道路整備課
○開発行為が行われる際には、健全な水循環の確保や地下水をかん養するために、雨水浸透ますの設置や雨水貯留槽・浸透トレンチの設置の指導を進めます。 【環境指標１】開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合	下水道施設課

1-1-2 生物の生息・生育環境の保全

■雑木林の維持・管理

具体的な取組・事業	主な担当部署
○黒目川などの河川沿いや崖線に残存する斜面林、市内に点在する雑木林などの自然環境において、生態系の保全を推進します。 ○市民団体との協働による里山の再生活動などを通じて、生態系の保全を図ります。また、地域の在来種や固有種などの生息環境の保全を図ります。 【環境指標２】特別緑地保全地区数	みどり公園課

■自然を活かした水辺づくり

具体的な取組・事業	主な担当部署
○荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の水辺環境と、周囲に広がる緑地について、水と緑のネットワークの維持に努めます。 ○市民との協働による水辺環境の整備に努めます。	みどり公園課 道路整備課 環境推進課
○水辺の生態系の保全や親しみやすい水辺空間の創出のため、自然を活かした川づくりについて、河川管理者に働きかけます。	道路整備課 環境推進課

1-1-3 生物多様性の確保

■生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

具体的な取組・事業	主な担当部署
○生物多様性の重要性に関する情報の発信などを進め、普及啓発に努めていきます。 ○市民・市民団体等との協働による継続的な生物調査や自然観察など、市内に生育・生息する生物情報の継続的な収集と蓄積、適切な情報発信に努めていきます。 【環境指標３】生物多様性市民懇談会の開催回数（年）	みどり公園課

■外来生物の計画的な防除

具体的な取組・事業	主な担当部署
○地域の固有種を保全するため、生態系に影響を及ぼす外来生物について外来生物対策を推進します。また、外来生物種の情報をわかりやすく情報発信します。	環境推進課

＜コラム＞　外来生物

外来生物（外来種）とは、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。外来生物のなかで、もともとその地域にいる生物（在来種）に与える影響が大きいものが問題となっています。

特に生態系や人の健康、農林水産業への被害を及ぼすものは「特定外来生物」に指定され、飼育や運搬、輸入などが規制されています。

外来生物による被害を「予防するための三原則」－入れない、捨てない、拡げない（増やさない）を守りましょう。

■外来生物とは

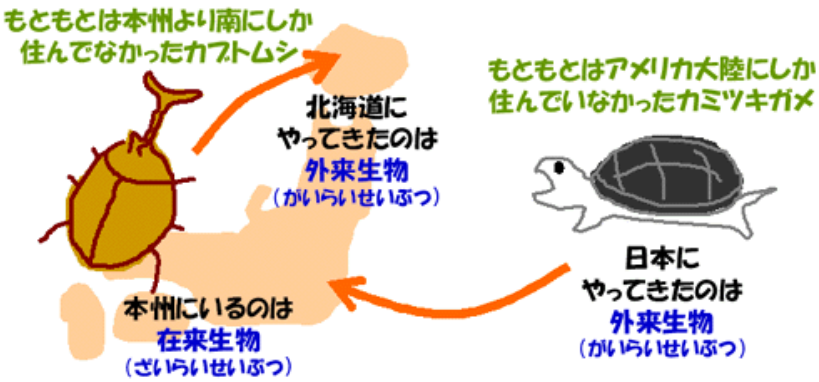

（出典：しってるかな？外来生物（環境省こどものページ）（環境省））

外来生物が与える影響

生態系への影響
もともとその地域にいる生物が追いやられるなど、自然のバランスがくずれてしまう。

農林水産業への影響
野菜や果物などを食べたり畑を荒らす。

人の健康への影響
毒を持っていたり、人を噛んだり刺したりすると危険。

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
1	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合	%	100	100	100	下水道施設課
2	特別緑地保全地区数	箇所	5	5	5	みどり公園課
3	生物多様性市民懇談会の開催回数（年）	回	0 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	1	1	みどり公園課

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

生き物がすめる環境を大切にする	【市民・市民団体】	【事業者】
	●雨水貯留槽や雨水浸透ますなどの設備を取り入れましょう。雨水を地下に浸透させることで、湧水や河川等、地域の水資源を守りましょう。	●雨水貯留槽、雨水浸透ます、透水性舗装、浸透トレンチなどの設備を取り入れ、雨水を地下に浸透させることで、水資源を守りましょう。
	●地域の活動や観察会に参加して、身近な自然を知り、生物多様性について学びましょう。朝霞の自然環境や生き物の生息・生育環境を大切にしましょう。	●地域の活動や観察会に参加したり、緑化活動や生物保全活動への支援を検討しましょう。ＮＰＯ法人などと連携し、自然環境の保護に協力しましょう。
	●外来生物は「入れない、捨てない、拡げない」を守ります。市内に昔からいる生きものやすみかを守りましょう。	●企業活動と生物多様性の結びつきや恩恵・影響について理解するため、社員と話し合いましょう。

1-2　みどり豊かなまちをまもり育てる

自然環境

<現　状>

本市では近年、人口増加に伴う都市化の進展により緑地の減少傾向が続いており、人口の増加に反比例して、緑被地面積及び緑被率は穏やかに減少しています。

市民アンケートの結果では、みどりの多いまちを求める声が多いことなどから、快適な生活環境の形成のため、都市の緑地の保全や緑化を推進し、緑豊かな景観の形成を図ることが重要です。

本市では、「朝霞市みどりの基本計画」の施策を推進することにより、道路沿道や公園などの公共空間の緑化や都市公園等の整備、住宅地や公共施設における緑化を行っています。

また、「朝霞市緑化推進条例」を受けて、屋敷林、社寺林やまとまりのある樹林に対して、保護地区・保護樹木の指定を行うとともに、貴重な樹林地の公有地化を進めています。

市民や事業者の緑化に対する意識は高いことから、住宅地や民間施設の緑化、協働による緑地の管理等の活動を支援し、緑の保全と緑の多いまちなみの形成に努めています。

■旧高橋家住宅（重要文化財）

市内に現在も残る緑地や湧水地、史跡や文化財は、朝霞の原風景が残る貴重な環境です。これらの歴史的景観は、市の環境を構成する要素として保護・保全と活用を進めているところです。

また、農地は、本来の生産機能のみならず、景観面や生物の生息環境、雨水のかん養機能を持ち、重要な自然環境です。生産緑地地区の追加指定や市民農園の設置管理などを行い、土とふれあえる環境の整備や地域農業の活性化と遊休農地の利用促進を進めています。

■宮戸特別緑地保全地区

市内を流れる主な河川である、国管理の荒川と、県管理の新河岸川、黒目川、越戸川は、水と緑にふれあえる身近な環境として市民から親しまれています。水に親しみやすい空間の創出や景観や生物の生息環境を保全するため、河川管理者との協議や広域連携により、多自然川づくりや緑道・遊歩道の創出、景観づくり重点地区の指定などの取組を行っているところです。

■広沢の池（市指定史跡）

<課　題>

■ 武蔵野の原風景である屋敷林・社寺林、まとまりある樹木、地域のシンボルとなる大木について、朝霞の資源として積極的に保護・保全に努めていくことが必要です。そのため、地権者や周辺の市民の理解と協力が得られるように努めていく必要があります。

■ 市民との協働による公園・広場の利活用や緑地の公有地化など、身近にふれあえるみどりを増やし、一人当たりの緑地面積の向上を図る必要があります。

■ 緑豊かで水辺とふれあえる朝霞の魅力を保全していくとともに、公共施設や住宅地の緑化などを総合的・長期的に進め、自然と調和した魅力あるまちづくりに努めていくことが必要です。

■ 街路樹や緑地帯の植栽を確保し、地域の特性を生かした良好な景観を保全するなど、朝霞らしい魅力ある景観づくりを進めることが求められています。

■ 農地が果たしている多面的な機能の保全と向上を図っていく必要があります。そのため環境保全型農業の支援や生産緑地地区等の指定の促進、体験などを通した市民理解の醸成などが求められています。

■ 余暇の増大や価値観の多様化に伴う住まい周辺での家庭菜園や土とのふれあいへの要望に応えていくとともに、地域農業の活性化と遊休農地の利用増進など、市民農園としての有効活用や地域農業の育成と継承に努めていく必要があります。

■ 市民意見より、みどりのあるまちなみを望む声は多いことから、緑と水辺環境について、その保全とふれあいの場として適切な整備等に努めていくことが必要です。

＜実施施策＞

1-2-1　緑地・樹林・樹木の保全

■市内に残る貴重な緑の保全

具体的な取組・事業	主な担当部署
○武蔵野の原風景である段丘崖や斜面の緑地、屋敷林・社寺林、まとまりのある樹林、地域のシンボルとなるような大木について、保護地区や保護樹木に指定するなど、維持・保全に努めます。 ○市民と協働で雑木林などの緑地の維持管理や保全、活用に努めます。 【環境指標４】市内全域における緑被面積の割合 【環境指標５】保護地区面積 【環境指標６】保護樹木本数	みどり公園課

■市民との協働による公園・広場・道路の利活用

具体的な取組・事業	主な担当部署
○基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」やシンボルロードにおける市民や事業者等との協働による有効活用など、公園・広場・道路の維持管理や利活用に努めます。	みどり公園課 道路整備課

■緑地の公有地化

具体的な取組・事業	主な担当部署
○樹林や樹木の保全を図るための地域性緑地の指定や、都市公園の確保及び整備を進めるための緑地の公有地化や借地化の検討を進めます。	みどり公園課

■公園・緑地の確保

具体的な取組・事業	主な担当部署
○都市景観の保全や向上、生態系の保護・保全、オープンスペース確保などに努め、グリーンインフラの考え方を取り入れた公園・緑地の整備を行います。 ○市民団体と協働による公園・緑地の維持管理を継続し、良好な緑の確保に努めます。 【環境指標７】都市公園数 【環境指標８】１人当たりの公園面積	みどり公園課
○道路や歩道の整備に際しては、街路樹や緑地帯の確保等道路の緑化、透水性舗装やブロックの活用など環境に配慮したグリーンインフラの考え方を取り入れた道路環境の整備に努めます。	道路整備課

＜コラム＞　グリーンインフラ

自然環境が持っている様々な機能（生物多様性、良好な景観をつくる、気温上昇を抑制する等）をインフラ整備のなかで積極的に活用する考え方をグリーンインフラと呼んでいます。

道路や河川、公共施設等の必要な基盤整備を行う際に、自然環境の機能を活用して、防災・減災や地域づくり、生物生息空間の場の提供など、複数の課題の解決を目指すものです。本市では多自然川づくりや屋上緑化、雨水貯留・浸透施設の導入等に活用されています。

朝霞の森に隣接するシンボルロードでは、道路整備に合わせて、既存のアスファルト舗装部分を取り壊して自然地盤を復元しています。シンボルロード周辺の樹木の生育環境が改善し、基地時代からの大径木の保全・活用にもつながっています。また、地表面が増えたことで、降水時も雨水が地中に浸透しやすくなり、自然が持つ快適性と防災機能が図られています。

■自然地盤の復元（シンボルロード）

■ふとんかごベンチ（石の再利用）

1-2-2 農地の保全と活用

■環境保全型農業の推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○農業用廃プラスチック等の収集処理、有機質肥料や資機材購入などに対して補助を行い、環境保全型農業を推進します。	産業振興課

■市民農園や農業体験の充実

具体的な取組・事業	主な担当部署
○緑のオープンスペースの必要性や農地が有する多面的機能の重要性について、市民に対する広報活動を推進するとともに、休耕地等を市民農園、学校農園等としての活用を図り、土とふれあえるまちづくりに努めます。 【環境指標９】市民農園利用区画数 【環境指標 10】農業体験参加人数	産業振興課

■生産緑地地区及び特定生産緑地の指定

具体的な取組・事業	主な担当部署
○市街地に点在する農地は貴重な緑地であり、都市環境の保全や災害の防止等に重要な役割を果たしていることから、生産緑地地区として指定することで計画的に保全に努めます。 【環境指標 11】生産緑地地区指定数（年）	みどり公園課

■市街化調整区域の農地の保全

具体的な取組・事業	主な担当部署
○黒目川や新河岸川沿いの市街化調整区域内のまとまった農地は、都市部の貴重な生産地であり、景観形成、雨水浸透機能、遊水機能等の役割を有していることから、継続して保全に努めます。	産業振興課

1-2-3 都市の緑化

■公共施設の緑化

具体的な取組・事業	主な担当部署
○街路樹の植栽や公共施設への屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンなどを推進し、ヒートアイランドの抑制や省エネルギー化を図るとともに、緑のあるまちなみを創出します。 ○花と緑にあふれたまちづくりを推進するため、駅前広場、道路、公園、公共施設に花壇等を整備し、市民と協働による管理を推進します。 ○自然が持つ多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方を取り入れた施設整備に努めます。 【環境指標 12】公園・緑地管理ボランティア団体数 【環境指標 13】道路美化活動団体数	財産管理課 保育課 教育総務課 地域づくり支援課 内間木支所 こども未来課 健康づくり課 まちづくり推進課 生涯学習・スポーツ課 各公民館 道路整備課 みどり公園課 環境推進課 施設所管課

■住宅地・民間施設の緑化

具体的な取組・事業	主な担当部署
○生け垣等の新設や既設ブロック塀を撤去して生け垣等を設置する場合に必要な費用の一部を補助して生け垣等の設置を奨励し、住宅地の緑化を促進します。 【環境指標 14】生け垣等の設置延長（累計）	みどり公園課
○「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化基準に沿った指導を行うことで、住宅地や民間施設の緑化に努めます。	みどり公園課
○広報や啓発冊子などで、緑化に関する啓発活動を行うことで住宅地や民間施設の緑化の普及を促します。	みどり公園課 環境推進課

1-2-4 緑豊かな景観の形成

■親水空間の保全と創出（水とのふれあい）

具体的な取組・事業	主な担当部署
○水に親しみやすい空間を創出し、景観の向上や河川が本来有している生物の生息環境を保全・創出するため、河川管理者との協議により、多自然川づくりや水と緑のネットワーク、緑道・遊歩道の創出に努めます。	道路整備課

■うるおいのある景観づくり

具体的な取組・事業	主な担当部署
○都市計画道路や市道の整備に際しては、街路樹や緑地帯の確保に努め、環境に配慮したグリーンインフラの考え方を取り入れた道路整備に努めます。また、魅力あるまちなみの形成に向け、街路樹や植栽を適切に管理し、育成していきます。	まちづくり推進課 道路整備課
○朝霞市景観計画に基づく届出制度を活用し、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導を推進します。また、地域の特性を生かした良好な景観づくりのため、景観づくり重点地区の指定などを推進し、朝霞らしい魅力ある景観づくりを進めます。 【環境指標 15】景観計画の届出件数（年） 【環境指標 16】景観の満足度	開発建築課 まちづくり推進課

■史跡・文化財等の保全と活用

具体的な取組・事業	主な担当部署
○朝霞の歴史を感じさせる史跡・文化財等において、屋敷林・雑木林・湧水などの保全を図るとともに、周辺環境と調和した整備・維持管理に努めます。 ○朝霞の自然、歴史文化、暮らしの知恵、産業やまちなみなどの地域学習を進めていくことにより、個性あるまちづくりに努めます。	文化財課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
4	市内全域における緑被面積の割合	%	36.1	37.0	37.0	みどり公園課
5	保護地区面積	ha	9	9	9	みどり公園課
6	保護樹木本数	本	91	91	91	みどり公園課
7	都市公園数	箇所	41	44	45	みどり公園課
8	1 人当たりの公園面積 （公園面積/人口）	㎡	2.12	3.60	3.60	みどり公園課
9	市民農園利用区画数	区画	515	450	450	産業振興課
10	農業体験参加人数	人	0 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	1,500	1,500	産業振興課
11	生産緑地地区指定数（年）	箇所	2	2	2	みどり公園課
12	公園・緑地管理ボランティア団体数	団体	21	30	35	みどり公園課
13	道路美化活動団体数	団体	25	27	29	道路整備課
14	生け垣等の設置延長（累計）	m	536	550	567	みどり公園課
15	景観計画の届出件数（年）	件	170	170	170	開発建築課
16	景観の満足度	%	49.9 （令和元年度）	55	60	まちづくり推進課

＜コラム＞　朝霞市の保護すべき緑地

市街地やその周辺に存在する里山は、良好な都市環境の維持や動植物の生息地、防災、水源のかん養の機能など様々な役割を担っている貴重な環境です。

このような環境を守るため、本市では「特別緑地保全地区制度」により、建築物等の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などを制限して緑地を保全しており、市内には令和２（2020）年度現在５地区（約 2.0ha）の特別緑地保全地区があります。これらの緑地では市民団体による樹木の剪定や草刈り等の維持管理が行われ、里山として良好な状態が保たれています。里山の保全活動は誰でも参加できますので、一度体験してみましょう。

■里山保全活動（あさか環境市民会議）

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

	【市民・市民団体】	【事業者】
みどり豊かなまちをまもり育てる	●自然とのふれあいの場として公園や市民農園などを積極的に利用しましょう。公園や公共施設の緑を大切にしましょう。	●工場・事業所の敷地や建物の緑化に積極的に努め、適正に維持管理しましょう。
	●市民農園の利用や地元の農産物を購入することで、地域の農地を守りましょう。	●工場・事業所周辺の自然や景観に配慮した建物の建築に努めましょう。
	●生け垣、緑のカーテン、花壇などの緑を増やし、豊かな景観づくりに協力しましょう。 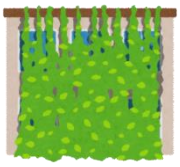	●開発を行う場合は、市の条例などに基づき、緑地の適正配置や樹木の植樹に努めましょう。
	●緑の保全や緑化活動に積極的に参加して、地域の緑を増やしましょう。	●地域で行われる清掃活動、緑化活動、緑の保全活動などに積極的に参加しましょう。

環境目標２　快適な生活環境の確保

安心で快適に、ずっと住み続けられるまち

2-1　きれいな空気をまもる

<現　状>

市内の二酸化窒素、大気粉じん、公共施設アスベスト及びダイオキシン類の大気環境調査において、大気の汚染に係る環境基準はそれぞれ基準を満たしており、大気環境は良好に維持されています。

埼玉県では、光化学オキシダントの常時測定を行い、県内各地区に光化学スモッグ注意報等を発令しています。朝霞市が属する県南中部地区では、平成 29（2017）年度から令和２（2020）年度において年間６件から７件の光化学スモッグ注意報が発令されました。

近年、低公害車の普及などにより自動車排ガスによる浮遊粒子状物質の濃度は改善が図られていますが、交通量の多い国道沿いにおいては、継続的に測定を行い状況の把握に努めています。

放射性物質については、市役所や保育園、幼稚園、小・中学校、公園等において空間放射線量の測定などを実施しており、定期的な現況把握を行うことで安全性の確認と情報提供を継続しています。

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感等をもたらす感覚公害のひとつです。悪臭防止法と埼玉県生活環境保全条例により、工場や事業場からの悪臭の排出が規制されています。規制基準を遵守し周辺の生活環境を保全するため、パトロールによる監視や事業場への立ち入りなどによる現状の把握に努めていきます。

■二酸化窒素(NO_2)日平均値の 98%値の推移

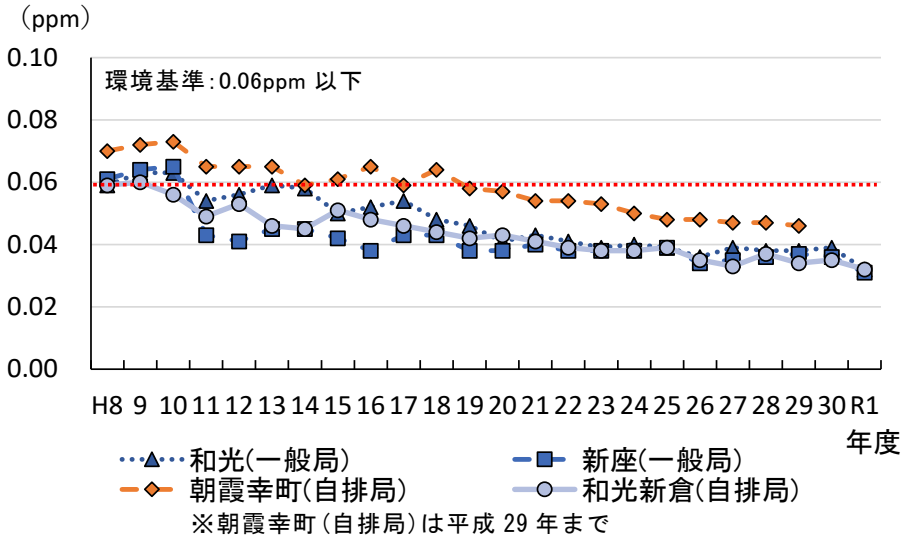

（出典：埼玉県　大気常時監視測定局データ　より作成）

<課　題>

■ 良好な大気環境を今後も維持するために、大気環境、騒音・振動などの定期的な監視と対策を進める必要があります。各種測定を継続的に実施し、状況に応じた適切な対応や迅速な情報提供が求められています。

■ 自動車利用の自粛や次世代自動車導入の促進、エコドライブの普及などにより、自動車排気ガスの改善や排出の低減化を進めていく必要があります。

■ 光化学スモッグや微小粒子状物質（PM2.5）への対策は、埼玉県から情報を収集して、迅速な注意喚起等の対応が必要です。

■ 大気中のダイオキシン類については、環境リスクの低減のため、今後も、継続的な監視が必要です。

■ 放射性物質への対応については、市民の安心・安全な生活環境を維持するため、今後も監視・測定、情報提供を引き続き、取り組んでいくことが望まれます。

■ 工場・事業場からの悪臭については、周辺の生活環境が損なわれることがないよう事業者による施設改善などを要請していくことが必要です。

＜コラム＞　光化学スモッグとは

自動車の排気ガスや工場の煙などに含まれる汚染物質に太陽の光が当たると光化学オキシダントという物質が生成されます。光化学スモッグは、光化学オキシダントの濃度が高くなり、もやがかかったようになる現象で、目やのどの痛み、頭痛、吐き気などの症状が出ることがあります。

≪どんなときに発生するの？≫

（１）５月から９月頃（２）日差しが強い晴れ又は薄曇りの日（３）気温が 25℃以上（４）風の弱い日

埼玉県内では、午後３時から午後５時頃の濃度がその日の最高になることが多いようです。

埼玉県では地区ごとに常時測定を行っており、光化学オキシダントの濃度が高くなると、光化学スモッグ注意報等が発令されます。光化学スモッグ注意報や警報が発令された場合、市では、防災行政無線で市民の皆さんにお知らせしています。

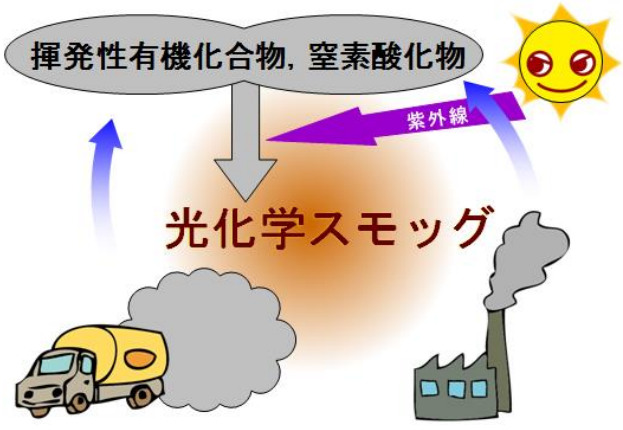

（出典：埼玉県環境科学国際センターホームページ
「光化学スモッグ注意報」って何？）

≪発生したらどうすればいいの？≫

・屋外での激しい運動は避けましょう。
・目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入りましょう。
・乳幼児、高齢者、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう。
・自動車の使用を控えるようにしましょう。

＜実施施策＞

2-1-1 大気環境の保全

■大気環境の監視、改善

具体的な取組・事業	主な担当部署
○大気汚染の原因となるおそれがある工場などの事業所に対しては、県と連携して立入調査による監視や指導等に努めます。 ○光化学オキシダントや PM2.5 等の大気汚染物質による健康被害を未然に防止するため、注意報の発令等の情報の提供に努めます。 ○大気汚染の状況を監視するため、大気中のダイオキシン類などの有害大気汚染物質の環境調査を継続的に実施します。また、化学物質による汚染状況を把握し、公表することにより市民の安心・安全を確保します。 ○野焼きなど野外焼却は、有害物質を発生させ健康に影響を及ぼすことなどから、焼却をしないよう指導・啓発に努めます。 ○自動車利用の自粛、自転車及び公共交通機関の利用促進、低公害車への買い替え、エコドライブなどへの協力を市民や事業者に働きかけます。 ○自動車から発生する大気汚染物質の調査を行うように努めます。 【環境指標 17】大気調査結果 【環境指標 18】典型７公害苦情受付件数（年）	環境推進課 まちづくり推進課

■放射性物質の監視

具体的な取組・事業	主な担当部署
○放射性物質の状況を把握するため、空間放射線、水道水、焼却灰、農産物などの放射線量を継続的に測定して監視するとともに、情報提供を行い市民の安全を確保します。 【環境指標 19】空間放射線量測定回数（市役所・年）	環境推進課 みどり公園課 教育管理課 産業振興課 生涯学習・スポーツ課 資源リサイクル課 水道施設課

2-1-2 悪臭の防止

■悪臭の防止

具体的な取組・事業	主な担当部署
○工場や飲食店などの事業所からの悪臭については、パトロールによる監視や立ち入り調査などを実施し、県と連携を図りながら悪臭発生源対策に努めます。 ○河川・用水路からの悪臭については、県や関係機関と連携しながら発生源の特定に努め、悪臭の防止を図ります。	環境推進課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
17	大気調査結果（市内平均・二酸化窒素基準 0.06ppm）	ppm	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	環境推進課
18	典型７公害苦情受付件数（年）	件	10	6	5	環境推進課
19	空間放射線量測定回数（市役所･年）	回	48	48	48	環境推進課

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

きれいな空気をまもる

【市民・市民団体、事業者】

●大気汚染物質や温室効果ガスの排出を抑えるため、定期的な自動車の点検整備やエコドライブを実践しましょう。

●自動車などを買い替える時は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、環境に配慮した車を選びましょう。

●悪臭が発生するようなごみを放置しません。野焼きなどの屋外焼却はしないようにしましょう。

●事業活動で発生する大気汚染物質の排出や粉じんなどについては、関係法令に基づき対策を実施しましょう。

＜コラム＞　エコドライブ 10 のすすめ

経済的で環境にやさしい運転を実践して、温室効果ガスの排出を抑えましょう。

1　自分の燃費を把握しよう

2　ふんわりアクセルｅスタート
最初の５秒で
時速 20km が目安
燃費 10%改善

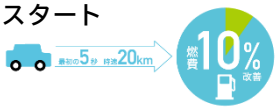

3　車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

4　減速時は早めにアクセルを離そう
エンジンブレーキで
２%燃費が改善

5　エアコンの使用は適切に
暖房時はＡ／Ｃスイッチ０ＦＦ

6　ムダなアイドリングはやめよう
アイドリング 10 分間
＝130 ccの燃料を消費

7　渋滞を避け、余裕を持って出発しよう

8　タイヤの空気圧から始める点検・整備
空気圧不足で
燃費悪化

9　不要な荷物はおろそう
荷物 100 kgで３%燃費悪化

10　走行の妨げとなる駐車はやめよう
迷惑駐車は他の車の燃料を悪化させます

（出典：「エコドライブ普及連絡会」資料　より作成）

2-2　きれいな水と土をまもる

<現　状>

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていましたが、近年は工場に対する排水規制が強化されるとともに、下水道等の整備を進め生活排水処理対策を実施したことから、河川の水質汚濁は改善されてきました。

■生物化学的酸素要求量（BOD）
年間平均値の経年変化−黒目川（東橋）

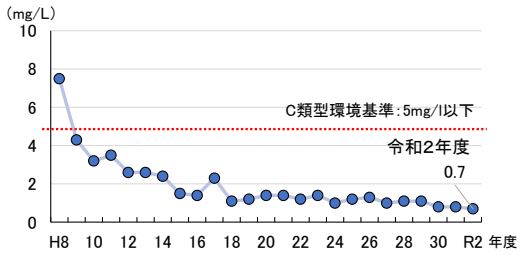

（出典：埼玉県資料　より作成）

市では、河川などの水質を監視するため、市内を流れる主要な３河川（新河岸川・黒目川・越戸川）などにおいて、水質調査を実施しています。主要河川の水質は環境基準に適合しており、近年は概ね良好な状況です。黒目川では、上位の河川の環境基準値近くになっており、良好な水質状況を保っています。

また、地下水は、飲用を除く生活用水や災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。市では井戸水の水質調査を実施しており、有機塩素系化合物の汚染状況の概況を把握し、環境基準を確保しているか監視しています。なお、湧水に対しても同様に調査を実施しています。

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等に対しては、県と連携して把握・指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めています。

■河川調査・小排水路調査地点位置図

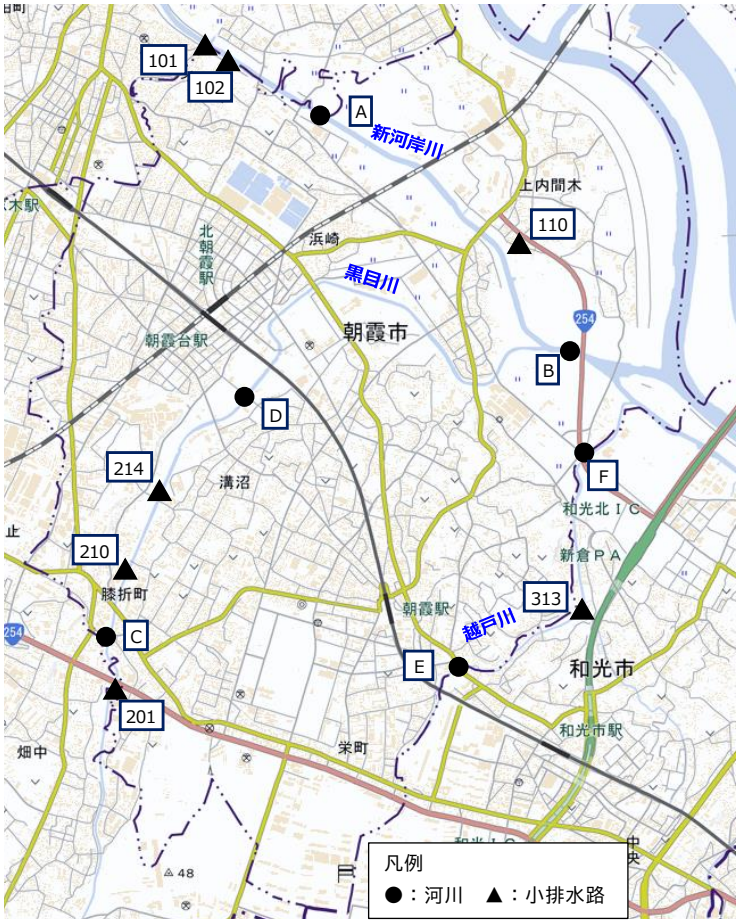

●：河川	▲：小排水路
A:新宮戸橋付近	101：新河岸川 田子山樋管
B：内間木橋付近	102：新河岸川 宮戸３丁目付近
C：大橋付近	110：新河岸川 内間木排水機場付近
D：東林橋付近	201：黒目川 新座大橋付近
E：越戸橋付近	210：黒目川 北浦待機宿舎付近
F:東和橋付近	214：黒目川 泉橋付近
	313：越戸川 谷中川合流点

<課　題>

■ 市内を流れる新河岸川、黒目川、越戸川の水質は、環境基準を達成し改善傾向にありますが、各河川に流入する小排水路の水質の改善、工場・事業場や各家庭での排水対策など、一層の汚濁負荷の低減に努めていくことが必要です。

■ 市内を流れる各河川は、いずれも市外に源を発し、他都市を流下してくる河川です。水質汚濁の防止や良好な水環境を保全していくためには、関連する流域の自治体や県との連携が必要です。

■ 旧暫定逆線引き地区などでの公共下水道の整備をはじめ、下水道への接続や計画区域外での合併処理浄化槽の設置・転換等の促進に努めていくことが必要です。

■ 河川の持つ自然浄化能力を高めていくため、雨水の地下浸透や地下水・湧水の保全、水辺の自然回復など、健全な水循環の確保と一体となった取組を進めていくことが求められています。

■ 廃棄物の不法投棄や除草剤使用、有害化学物質の使用などが、土壌汚染や地下水汚染につながる要因となることから、地下水や土壌汚染の防止に向けて、継続して土壌環境の監視と汚染防止に努めていくことが必要です。

＜実施施策＞

2-2-1　河川の水質保全

■河川の水質の監視

具体的な取組・事業	主な担当部署
○新河岸川、黒目川、越戸川については、水質などの調査を継続的に実施することにより、河川の水質監視に努めます。 【環境指標 20】河川水質調査結果	環境推進課

■生活排水処理施設整備の推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○下水道整備区域での下水道への接続を進めていきます。また、市街化区域に編入された旧暫定逆線引き地区での下水道の整備を進めていきます。 【環境指標 21】汚水管整備率（下水道事業認可区域面積）	下水道施設課
○生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努めます。 ○水路や河川などの汚染を防止するため、定期的な浄化槽の法定検査や保守点検、清掃を行うよう周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導等します。	環境推進課

■工場・事業場の排出水の監視・指導

具体的な取組・事業	主な担当部署
○水質汚濁防止法で指定された特定施設から排出される排水を監視するため、県の立入調査や採水調査の状況を把握し、情報共有に努めます。	環境推進課

2-2-2 地下水汚染・土壌汚染の防止

■地下水汚染・土壌汚染の防止

具体的な取組・事業	主な担当部署
○地下水の水質を把握するため、井戸や湧水地の地下水調査を実施して、水質の監視を継続し、水質の保全に努めます。 ○地下水汚染・土壌汚染の原因となる有害物質を使用する工場などの事業所に対して、汚染を未然に防止する観点から、県と連携して指導に努めます。 ○殺虫剤や除草剤等の農薬の使用に関しては、市の施設では不使用を原則とします。また、農薬等の使用については、地下水汚染や土壌汚染の防止の観点から適正に使用するよう周知・指導に努めます。 ○新河岸川の河川敷に放棄された産業廃棄物については、県と連携して情報収集に努めていきます。 ○地下水汚染・土壌汚染を未然に防止する観点から、廃棄物の不法投棄の防止に努めます。 ○地下水揚水等に伴う地盤沈下防止に努めていきます。 【環境指標 22】地下水の水質調査環境基準適合率	環境推進課 産業振興課

＜コラム＞　合併処理浄化槽について

浄化槽は、し尿や生活雑排水の汚れをきれいにして側溝や水路などに流しており、最終的に川などに流れ着きます。浄化槽が正しく管理されないと、汚れたままの水が川などに流されるため、水が汚れ、また臭いがするなどの生活環境の悪化につながります。そのため、河川の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を守るため、浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」の受検が義務付けられています。

浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽がありますが、単独処理浄化槽は、トイレの汚水だけを処理し、風呂や台所からの生活雑排水が直接排水されてしまうため、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽への転換を進めていきましょう。

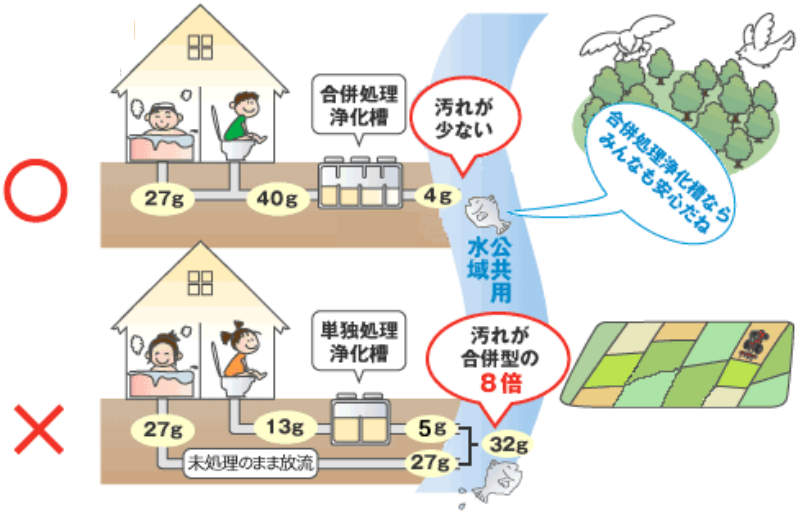

※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したもの

（出典：環境省浄化槽サイト「自然にやさしい浄化槽のひみつ」より作成）

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
20	河川水質調査結果（黒目川･BOD 基準値５mg/ℓ）	mg/ℓ	0.7	0.7	0.7	環境推進課
21	汚水管整備率（下水道事業認可区域面積）	%	97.8	98.1	98.4	下水道施設課
22	地下水の水質調査環境基準適合率	%	97.6	100	100	環境推進課

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

	【市民・市民団体】	【事業者】
きれいな水と土をまもる	●油をふき取る、水切りネットを使用するなどして、廃食用油や調理くずを直接排水に流さないようにしましょう。 	●事業活動によって排出される廃棄物は、公害防止関係の法令・条例等に基づき適正に処理し、周辺環境に配慮した事業活動を行いましょう。
	●殺虫剤や農薬などの適正な使用に努めましょう。また、家庭用洗剤の使用量を減らすなど、環境に配慮しましょう。 	●きれいなまちづくり運動、河川や水路などの清掃活動に積極的に参加しましょう。
	●し尿や生活排水を適正に処理するため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を進めましょう。 	●地下水の適切な利用を遵守し、水源の保全に努めましょう。化学物質を適正に使用し、土壌汚染の防止に努めましょう。

2-3　快適で住み良いまちをつくる

<現　状>

騒音・振動は日常生活に関係が深い公害であり、発生源も事業活動などに由来しているため、発生を予防するためには監視、指導の充実を図る必要があります。

道路騒音・振動については、主要幹線道路での自動車騒音の常時監視と、市内主要道での道路騒音・振動の現況把握を行っています。交通の利便性が高く交通量が多い一般国道で環境基準を超過する傾向があるため、沿道環境の変化について継続的に調査を行っています。また、鉄道騒音・振動については、関係自治体による鉄道騒音・振動測定を実施しており、鉄道会社への改善の要請に努めています。

騒音に関する苦情件数は、建設工事に関するものが多いため、事業主等への指導や苦情の現地確認等を行っています。また、近年、市街地を中心にマンションなどの中高層建築物が増加しているため、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により、日照障害や電波障害が発生しないよう事業者に対して指導などを行っています。

有害物質等の環境リスクの低減や環境美化を推進するため、市では不法投棄の未然防止パトロールを行い早期発見・回収に努めています。また、河川等の公共用水域においては、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で事業場への排水規制が行われており、県と連携して排出水の監視や情報共有に努めています。

快適で住み良いまちづくりの実現に向けて、市、市民・市民団体、事業者それぞれが主体となって環境について考え、環境美化の推進にむけて行動することが、地域の環境保全の基礎となります。そして、ポイ捨てや路上喫煙、放置自転車などの身近な問題は、個人の意識によるものともいえますが、市、市民・市民団体、事業者がお互いに協力することが大切です。

放置自転車については「朝霞市自転車等放置防止条例」を制定し、指導員による指導と放置自転車等の撤去を行っています。また、広域的な取組が必要となる不法投棄に対しては、県・関係市と協力した対応や啓発活動に努めています。

将来の人口減少を受けて、あき地・空き家の増加が懸念されています。防災や衛生、景観等に影響を及ぼすことから、適正な管理がなされるよう所有者への指導、助言を進めています。

＜コラム＞　きれいなまちづくり運動

きれいなまちづくり運動は、市と自治会・町内会・企業などが協力して、市内の道路上に散乱している空き缶やたばこの吸い殻などのごみ拾いを中心とした市内一斉清掃を、春と秋の年２回実施しているものです。昭和 53 年頃から実施している美化活動で、毎回多くの市民の方に参加いただいており、きれいなまちが保たれています。

<課　題>

■ 市内の主要幹線道路での自動車騒音の常時監視と、主要道での道路騒音・振動の現況把握を行っており、交通の利便性が向上している一方、交通量の多い一般国道で基準を超過する傾向にあります。交通量の多い国道及び県道付近を中心に今後も継続的な調査と対策が望まれます。

■ 鉄道騒音・振動について、引き続き鉄道会社への改善の要請に努める必要があります。

■ 放置自転車対策や不法投棄対策、環境美化等は改善傾向にありますが、住み良いまちづくりに向けて、より一層の理解と協力が必要です。そのため、継続して対策を進めていくほか、パトロールや指導、普及啓発を図っていくことが必要です。

■ 工場・事業場の騒音・振動については、現場での監視・指導が求められます。

■ 建築物の高層化に伴い、日照阻害や電波障害の防止に向けた対策、指導が求められます。

■ 市、市民・市民団体、事業者が協働で環境美化に取り組むことが不可欠です。そのためにも、市民や事業者に対して意識の啓発や活動支援などが求められます。

■ 路上喫煙やペットマナー、放置自転車、あき地・空き家などの問題は、市だけでは解決が難しく、市民、事業者の理解と行動が不可欠です。

＜実施施策＞

2-3-1 騒音・振動の防止

■自動車等の騒音・振動の監視

具体的な取組・事業	主な担当部署
○自動車の騒音・振動については、主要な道路の騒音・振動を継続的に測定し、現況を把握します。また、定期的に道路パトロールを行いながら、道路修繕等の対策を講じます。	環境推進課 道路整備課
○鉄道などの公共交通機関の騒音・振動については、関係機関等に要望・要請をすることにより、騒音・振動の低減に努めます。 ○家庭用機器や音響機器などによる近隣騒音を防止するため、モラルやマナー向上の啓発や防音建材の使用促進などの指導に努めます。	環境推進課

■工場・事業場の騒音・振動の防止・指導

具体的な取組・事業	主な担当部署
○工場・事業場の騒音・振動については、現場での監視・指導や事業者への指導を行うことなどで、発生源対策に努めます。 ○法律や条例に定められている設備を設置している工場や事業場、建設作業などの騒音・振動については、現場での監視・指導を実施するほか、必要と認める場合には施工者に対して、騒音防止対策、作業時間の変更などの指導に努めます。	環境推進課

2-3-2 日照阻害、電波障害の防止

■日照阻害、電波障害の防止

具体的な取組・事業	主な担当部署
○「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、日照阻害、電波障害への指導に努めます。	開発建築課 環境推進課

2-3-3 環境美化の推進

■散乱ごみ・不法投棄対策

具体的な取組・事業	主な担当部署
○「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」に基づいて、ポイ捨ての防止に関する施策を総合的・計画的に実施するとともに、市民や事業者などに対して意識の啓発に努めます。 ○環境美化を推進するため環境美化推進地区を設定するとともに、環境美化推進員などの市民とともに清掃活動を行い、環境美化意識の向上に努めます。 ○不法投棄などの監視パトロールを行い、きれいなまちづくりを推進します。 ○市、市民・市民団体、事業者が協働できれいなまちづくり運動を行い、道路や河川敷に捨てられているごみ拾いなどの市内清掃を実施します。 【環境指標 23】不法投棄物処理件数（年） 【環境指標 24】きれいなまちづくり運動のごみ回収量	環境推進課

■路上喫煙の防止

具体的な取組・事業	主な担当部署
○「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所での路上喫煙防止に努め、駅周辺の「路上喫煙禁止」エリアでは、定期的なパトロールや指導等を行います。	環境推進課

■ペットマナーの向上

具体的な取組・事業	主な担当部署
○ペットの排泄物等を適切に処理するなど、飼育者への啓発を行い、ペットマナーの意識の向上を図ります。	環境推進課

■放置自転車対策

具体的な取組・事業	主な担当部署
○「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、放置自転車の撤去などを進め、歩行者等の安全で円滑な通行の確保に努めます。 【環境指標 25】放置自転車等の撤去回数（年）	まちづくり推進課

■あき地・空き家の環境保全

具体的な取組・事業	主な担当部署
○防災や衛生、景観面等、生活環境に影響を及ぼすため、あき地・空き家の適正管理について指導・助言を行います。	環境推進課 開発建築課

■鳥獣・害虫被害の防止

具体的な取組・事業	主な担当部署
○人の生活や農業等に被害を与える有害生物に対して、捕獲・防除などの対策を推進します。	環境推進課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
23	不法投棄物処理件数（年）	件	487	400	380	環境推進課
24	きれいなまちづくり運動のごみ回収量	t	26 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため春は中止	60	50	環境推進課
25	放置自転車等の撤去回数（年）	回	25	25	25	まちづくり推進課

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

	【市民・市民団体】	【事業者】
快適で住み良いまちをつくる	●きれいなまちづくり運動などの地域清掃活動や花壇の植え替えなどに参加・協力しましょう。空き家・あき地は正しく管理しましょう。 	●地域清掃や環境美化活動に参加・協力するなどし、社会貢献活動を推進しましょう。
	●ペットの飼い方や喫煙場所などのルールを守りましょう。タバコのポイ捨てやごみの不法投棄は絶対にやめましょう。 	●地域のコミュニケーションを大切にしましょう。地域との交流や情報提供に努めて、周辺環境に配慮した事業活動を行いましょう。
	●自動車・自転車は交通ルールを守りましょう。自動車・自転車は安全に利用し、決められた場所に止めましょう。 	●所有する土地や建物は適切に管理し、不要物を放置したり、雑草を繁茂させたりしないようにしましょう。
	●楽器や音響機器等の使用、ペットの鳴き声などで、近隣への生活騒音にならないよう配慮しましょう。 	●事業活動により周辺環境に悪影響を与えないように、騒音・振動等の対策をとり、作業時間に配慮しましょう。

環境目標３　脱炭素・循環型社会の推進

限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち

地球環境

3-1　クリーンなエネルギーをつくる

<現　状>

再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。平成 30（2018）年の日本のエネルギー自給率はわずか 11.8%程度であり、また、国全体の温室効果ガス排出量は、電気やガスなどのエネルギーを使用する際の化石燃料消費が大部分であるため、温室効果ガスの排出抑制のためにも、再生可能エネルギーの積極的な導入が求められます。

埼玉県は年間快晴日数が多いことから、住宅用の太陽光発電が普及しています。また、県内の事業者に対して埼玉県産 CO_2 オフセット電力を提供するなど、再生可能エネルギーの導入・普及の取組が進められています。

本市の再生可能エネルギー発電電力量及び市域の消費電力に対する FIT 導入率は、年々増加しています。一方、市民アンケート結果では、太陽光発電等の導入コストが課題に挙げられています。再生可能エネルギー拡大に向けて、既存住宅に対して太陽光発電システム等の設置費の一部を補助する事業を継続しながら、国や県、市の補助金制度の情報提供を行うなど、家庭や事業所への再生可能エネルギーの導入支援を進めています。

■再生可能エネルギー発電量及び FIT 導入率の推移

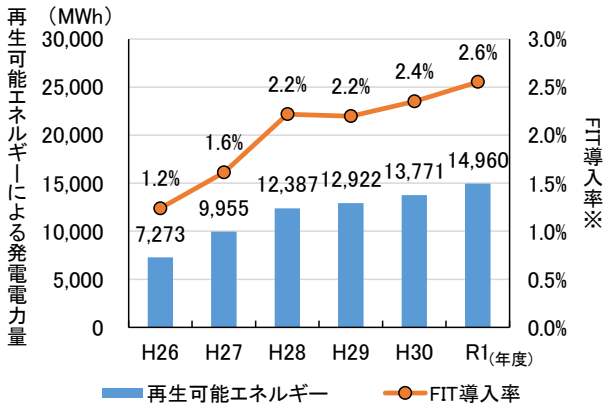

※FIT 導入率：市域の電気使用量に対する市域の FIT 制度による再生可能エネルギーの発電電力量の割合
（出典：自治体排出量カルテ（環境省）より作成）

また、本市においては、公共施設への太陽光発電システムの導入や事業者への屋根貸し、県水を活用した小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を進めています。

■公共施設への太陽光発電設備導入実績

太陽光発電設備設置施設	最大出力値	太陽光発電設備設置施設	最大出力値
市役所本庁舎	10.53kW	宮戸保育園	4.82kW
産業文化センター(屋根貸し)	19.60kW	溝沼学校給食センター	4.80kW
リサイクルプラザ	10.00kW	中央公園野球場	5.01kW
根岸台市民センター	5.01kW	朝霞第四小学校	10.00kW
膝折市民センター	5.00kW	朝霞第五小学校	10.00kW
総合福祉センター(屋根貸し)	57.40kW	朝霞第十小学校(屋根貸し)	95.55kW
溝沼複合施設	10.02kW	朝霞第一中学校	20.00kW
内間木公民館	16.96kW	—	—

<課　題>

■ 脱炭素社会に向けて、電気やガスなどのエネルギーを使用する際の温室効果ガスの排出抑制が課題となっており、住宅や民間施設、公共施設への太陽光発電設備の導入など、再生可能エネルギーの普及促進を進めていくことが必要です。

■ 再生可能エネルギーの導入に取り組むための情報提供や設備導入の支援により、再生可能エネルギー等への推進が求められます。

＜実施施策＞

3-1-1　再生可能エネルギーの普及促進

■住宅用太陽光発電等設置の普及促進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○既存住宅に対して太陽光発電システム、家庭用燃料電池、定置用リチウムイオン蓄電池の設置費用を補助することにより、再生可能エネルギー利用の普及促進と支援に努めます。 【環境指標 26】住宅用太陽光パネル設置補助延べ件数	環境推進課

3-1-2　公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

■公共施設の太陽光発電等の導入

具体的な取組・事業	主な担当部署
○公共施設における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と電力の施設内利用を進めます。 【環境指標 27】公共施設の太陽光発電の導入数	地域づくり支援課 産業振興課 環境推進課 資源リサイクル課 保育課 福祉相談課 こども未来課 教育総務課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 内間木公民館 施設所管課
○安定した流量・圧力で流入する県水を活用して発電用水車を回転させ発電を推進します。 【環境指標 28】小水力発電量（年）	水道施設課

＜コラム＞　省エネ住宅

省エネ住宅とは、夏の暑さや冬の寒さを入れず、少ないエネルギーで家の中の涼しさや温かさを保てる高断熱な住宅で、効率の良い設備も備えた住宅のことです。

エネルギー消費を減らすことは二酸化炭素（CO_2）削減につながるだけでなく、光熱費の節減になります。また、高断熱で部屋ごとの急激な温度変化が少なくなると、高血圧症などの病気のリスクを低減するなど健康への効果もあります。さらに、太陽光発電システムや家庭用蓄電池などを備えていれば、停電時にも電気を創ったり、貯めた電気を使用できるため、災害などの非常時にも有効です。

省エネ住宅の中でも、断熱や省エネに加え、太陽光発電などで再生可能エネルギーを創り出して、住宅で消費するエネルギーが実質ゼロとなる住宅を、ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）といいます。消費するエネルギーよりも再生可能エネルギーが多いため、住まいのエネルギーによる二酸化炭素（CO_2）排出量が実質ゼロとなる、地球環境にやさしい住宅です。

住宅の省エネを推進するために、新築やリフォーム時に税の軽減や補助金を受けられる制度を上手に活用して、省エネで地球環境にやさしい住宅を計画していきましょう。

■ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

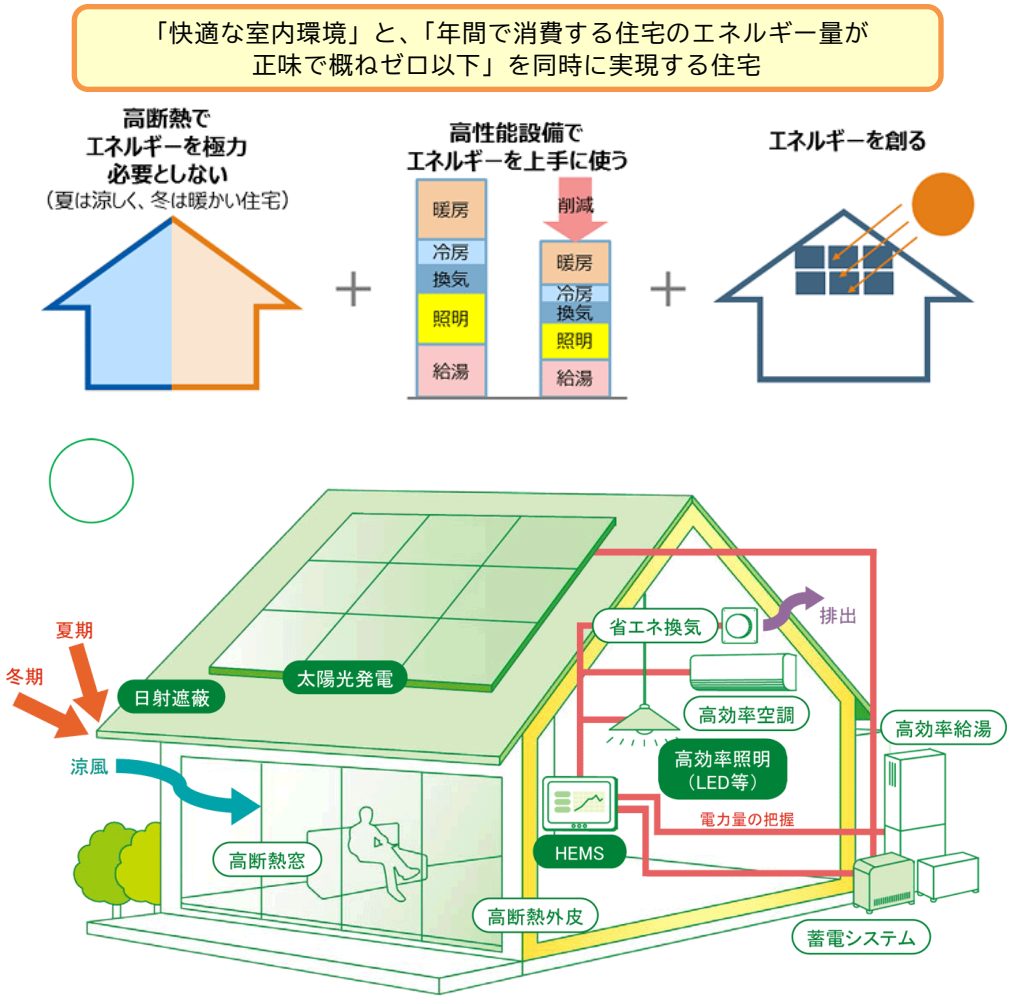

（出典：資源エネルギー庁ホームページ　ZEH に関する情報公開について（平成 30 年３月））

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
26	住宅用太陽光パネル設置補助延べ件数	件	976	1,080	1,200	環境推進課
27	公共施設の太陽光発電の導入数	箇所	15	公共施設の新設や検討委員会等で決定した大規模改修などに合わせ導入を進める		環境推進課
28	小水力発電量（年）	kWh	467,000	467,000	467,000	水道施設課

環境配慮行動

＜環境目標の達成に向けてできること＞

クリーンなエネルギーをつくる	【市民・市民団体、事業者】	
	●脱炭素社会の実現に向けて、環境にやさしい再生可能エネルギーで作られた電力の購入を検討しましょう。 	●自宅や事業所などに、太陽光発電システム、燃料電池、蓄電池システムなど、再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。
	●再生可能エネルギーについて学びましょう。太陽光発電などの仕組みや再生可能エネルギーの課題などについて調べてみましょう。 	●事業活動に必要な電力に再生可能エネルギーを使用するなど、脱炭素経営に取り組みましょう。

3-2　省エネルギー・省資源をすすめる

<現　状>

国は、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

地球環境への負荷を軽減するため、省エネ・省資源対策を推進し、資源の有効利用などを積極的に行う循環型の社会システムの構築が求められています。また、地球温暖化の主な要因は、電気やガスといったエネルギーの消費に伴う温室効果ガスの排出であり、排出量の削減にはエネルギーの消費を抑制する取組が重要となります。

市では、「エコライフＤＡＹ」の参加による職員の環境に配慮した行動の実践や公用車の低公害車の導入、リサイクルの徹底などを実施することで、事務事業に伴うエネルギー消費を抑える取組を行ってきました。また、脱炭素社会に貢献する製品への買換えやサービスの利用、ライフスタイルの選択をする取組「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）」を推進し、市民、事業者が円滑に省エネルギー活動へ取り組めるよう啓発を行ってきました。

省エネ・省資源への取組は、市民や事業者が地球環境に関心をもち、一人ひとりが日常生活や事業活動がもたらす地球温暖化問題について理解を深め、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていく必要があります。脱炭素社会の実現に向けて、市、市民・市民団体、事業者が協働で、地球環境保全や温暖化防止行動に取り組むことを推進しています。

水は、限りある大切な資源であり、本市では、広報等による水の有効利用に関する普及啓発により、節水意識の向上を図っています。また、公共施設への雨水利用設備の設置や雨水や再生水の利用を進めて、上水の節約に努めています。

■雨水や再生水を利用した公共施設（令和２（2020）年度現在）20 施設

根岸台市民センター	北朝霞駅東口地下自転車駐車場
膝折市民センター	朝霞駅南口地下自転車駐車場
産業文化センター	朝霞駅東口地下自転車駐車場
リサイクルプラザ	朝霞駅南口公衆トイレ
溝沼複合施設（溝沼保育園含む）	朝霞第一小学校
さくら保育園	朝霞第四小学校
宮戸保育園	朝霞第五小学校
仲町保育園	朝霞第十小学校
新高橋ふれあい広場トイレ	朝霞第一中学校
博物館	溝沼学校給食センター

※再生水とは雨水以外の排出水を循環させるなどで再利用させているもの

<課　題>

■「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）」や「エコライフＤＡＹ」の周知啓発に努め、市民、事業者の自主的な環境保全行動、日常生活や事業活動における省エネ・省資源を継続して進めていくことが必要です。

■ 地域でできる温室効果ガス排出量の削減に向けた取組やまちづくり、産業づくりを、市、市民・市民団体、事業者が協働で展開していくことが重要な課題となっています。

■ 公共施設への雨水利用設備の導入や住宅等への雨水貯留槽など、雨水利用を更に進める必要があります。

＜実施施策＞

3-2-1　環境に配慮した行動の推進

■エコライフ・省エネルギーの普及・促進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○脱炭素社会の実現に向け、国が取り組んでいる「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」や県の「エコライフＤＡＹ」の参加等の周知啓発を図るなど、市民、事業者の省エネ・省資源行動の普及促進に努めます。 【環境指標 29】エコライフＤＡＹチェックシート回収率	環境推進課
○「地域リサイクル活動推進補助事業」を通じて、市民や事業者の取組について支援や制度の啓発等を行います。	資源リサイクル課
○耐久性や耐震性が高く、省エネルギー性能に優れた長く住み続けられる優良な住宅の建設を促進するため、長期優良住宅の普及・啓発に努めます。 ○低炭素化のための措置を講じられた建築物の建設を促進するため、低炭素建築物の普及・啓発に努めます。 ○建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅の認定の普及・啓発に努めます。 【環境指標 30】長期優良住宅、低炭素建築物、建築物省エネ住宅の認定数（年）	開発建築課

■地球温暖化対策実行計画の推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、本計画に内包する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策を推進します。 ○市の事務事業から排出する温室効果ガスを削減するため「朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネ・省資源対策を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 【環境指標 31】市事務事業の二酸化炭素（CO_2）排出量の削減率	環境推進課

3-2-2 水の有効利用

■節水の啓発

具体的な取組・事業	主な担当部署
○節水と水の有効利用に関する普及啓発を進め、節水意識の向上を推進します。 【環境指標 32】水道使用量（年） 【環境指標 33】1 人 1 日当たりの水道使用量	上下水道総務課 水道施設課

■雨水の利用

具体的な取組・事業	主な担当部署
○雨水貯留施設等で蓄えた雨水を再利用し、有効活用を図ります。また、公共施設を整備する際には、雨水利用設備の設置を進めます。	地域づくり支援課 産業振興課 資源リサイクル課 こども未来課 保育課 まちづくり推進課 みどり公園課 道路整備課 学校給食課 教育総務課 文化財課 環境推進課 施設所管課
○雨水の再利用ができる雨水貯留槽の設置費用に対して補助することにより、水資源の有効利用の普及と支援に努めます。 【環境指標 34】雨水貯留槽設置費補助延べ件数	環境推進課

＜コラム＞　「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」（クールチョイス）

「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」（クールチョイス）は、二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

日常の場面に応じて、多くの推進キャンペーンが行われています。これらの取組に積極的に参加し、脱炭素社会づくりに貢献していきましょう。

■ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥの推進

クールビズ、ウォームビズを推進します。	「統一省エネルギーラベルの星の多い家電への買換え」や「LED 照明への買換交換」を促進します。	公共交通機関の利用、自転車の利用を促進します。エコドライブを推進します。	「地球」にやさしいエコカーの普及を促進します。	住宅の省エネ・脱炭素化推進のため、高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームの普及を促進します。

（出典：環境省ホームページ）

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
29	エコライフ DAY チェックシート回収率	%	94.4	100	100	環境推進課
30	長期優良住宅、低炭素建築物、建築物省エネ住宅の認定数（年）	件	（長）　58 （低）　6 （省）　0	（長）　56 （低）　8 （省）　1	（長）　56 （低）　8 （省）　1	開発建築課
31	市事務事業の二酸化炭素（CO_2）排出量の削減率	%	1.68	第４次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減率		環境推進課
32	水道使用量（年）	万㎥	1,587	1,610	1,625	水道施設課
33	１人１日当たりの水道使用量	ℓ	303	303	303	水道施設課
34	雨水貯留槽設置費補助延べ件数	件	22	35	50	環境推進課

環境配慮行動

＜環境目標の達成に向けてできること＞

省エネルギー・省資源をすすめる

【市民・市民団体】	【事業者】
●「COOL CHOICE」（クールチョイス）を推進して、地球にやさしいライフスタイルに積極的に取り組みましょう。	●クールビズやウォームビズの実施など、環境に優しい事業活動を行いましょう。
●エアコンや照明などを正しく使い、エネルギーの使用で発生する温室効果ガスを抑えましょう。	●省エネ性能の高い設備や機器、再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
●買い替え時はＬＥＤ照明や省エネ型の家電製品などを検討しましょう。	●雨水貯留槽の設置や雨水の有効利用に努めましょう。社員に対して節水の意識啓発に努めましょう。
●風呂の残り湯の活用や節水型トイレの導入など、家庭でできる節水を進め、水資源の有効利用を進めましょう。	●省エネルギー・省資源になる商品やサービスの開発、販売に努めましょう。

3-3　地球に負荷の少ないまちをつくる

地球環境

<現状>

温室効果ガス排出量を削減するためには、省エネや節電などの取組だけでなく、社会システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが必要です。

本市から排出される温室効果ガス排出量は、家庭部門、業務その他部門とともに運輸部門の排出割合が大きい傾向にあります。エネルギーの使用による二酸化炭素（CO_2）排出量が大部分であることから、公共交通機関の利用促進や都市機能の集約、道路環境の整備などによる省エネルギー型のまちづくりを進めることが重要です。

本市においては、自転車の活用や電気自動車用急速充電器の設置、公用車の次世代自動車の導入などの具体的な取組により、温室効果ガス排出量の削減を図っています。

また、鉄道やバスなどの公共交通の利用促進や効果的な市内循環バスの運行、シェアサイクルの利用促進など、公共交通機関等の利便性を向上させることで、環境負荷の少ない、脱炭素型のまちづくりを進めています。

■部門別温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO_2）

部門・分野		平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
エネルギー起源二酸化炭素	農業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	建設業	11.8	11.2	10.6	13.7	10.7
	製造業	97.0	88.3	72.2	71.3	56.6
	産業部門	109.0	99.7	82.9	85.2	67.4
	業務その他部門	167.9	160.0	168.9	164.5	162.3
	家庭部門	231.2	202.2	209.5	186.7	204.1
	自動車	131.7	129.0	130.2	129.1	128.6
	鉄道	9.5	9.2	9.1	8.8	8.6
	運輸部門	141.3	138.2	139.3	138.0	137.2
その他ガス	廃棄物部門	10.5	11.3	10.9	11.0	10.8
	農業分野	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合　　計		659.8	611.5	611.6	585.4	581.9
削減量（2013 年度比）		—	48.3	48.2	74.4	77.9
削減率（2013 年度比）		—	7.3%	7.3%	11.3%	11.8%

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。
（資料：埼玉県環境科学国際センター資料　より作成）

■部門別温室効果ガス排出量の内訳

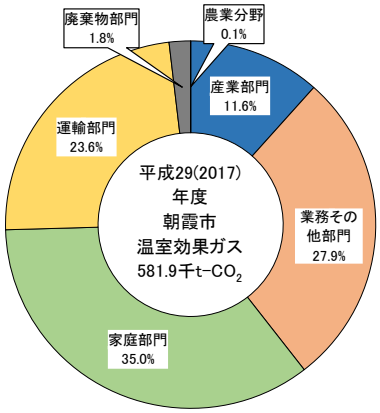

■シェアサイクルの利用状況

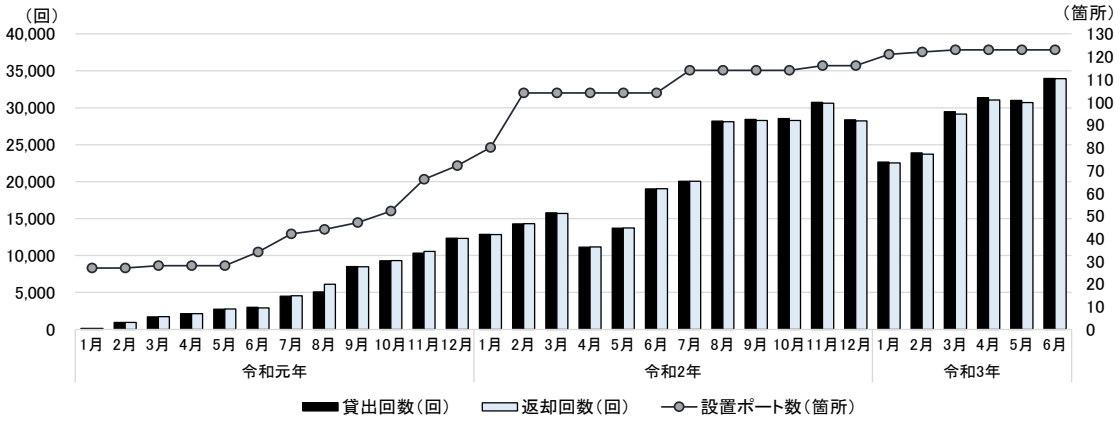

（出典：まちづくり推進課資料　より作成）

<課　題>

■ 市の温室効果ガス排出量は、家庭部門や業務部門、運輸部門での排出割合が大きく、エネルギーの使用による二酸化炭素（CO_2）の排出量が大部分となっており、これらの温室効果ガス削減への取組が求められています。

■ 環境負荷の少ないまちづくりの形成に向けて、歩行空間や自転車通行空間の安全性の確保、次世代自動車の導入等が求められます。

■ より住み良い快適な居住環境の形成に向けて、バス等公共交通機関や自転車などの利便性の向上が求められています。

■ 高齢者や障害のある人など全ての人が円滑に移動できるように、公共交通機関や公共施設などを整備することが必要です。

＜実施施策＞

3-3-1　環境に配慮した移動手段の推進

■歩道、自転車利用環境等の充実

具体的な取組・事業	主な担当部署
○幹線道路等の整備にあたっては、自転車通行帯の整備や無電柱化の検討を行うとともに、すでに整備済みの区間であっても、歩行者や自転車空間の見直しが必要な区間については、道路空間の再分配等により、歩行者や自転車にとって、よりよい空間の確保を目指します。 ○限られた予算を選択と集中の観点から真に必要な歩道整備や道路のバリアフリー化等に集中し、その他の生活道路等については、歩行者等に配慮した交通安全施設の充実（グリーンベルトの設置など）に努めます。 ○安心して歩ける歩行空間の確保に向け、歩道上の障害物（看板や放置自転車等）対策、ガードレールなど安全施設の整備や自転車レーンの設置などに努めます。 ○公共交通機関を補完する民間と連携したシェアサイクルの利用促進を図ります。	道路整備課 まちづくり推進課
○自転車及び公共交通機関の利用促進、次世代自動車への買い替え、エコドライブなどの普及啓発に努めます。	環境推進課

■次世代自動車の普及促進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○公用車に対して、省エネ性能が高く環境への負荷が少ない次世代自動車の導入を進めます。 【環境指標 35】公用車の次世代自動車の導入	財産管理課 公用車所有課
○電気自動車用急速充電器の設置や利用促進を啓発することにより、電気自動車の普及を推進します。 【環境指標 36】電気自動車用急速充電器の利用件数	環境推進課

3-3-2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備

■広域交通ネットワーク形成

具体的な取組・事業	主な担当部署
○公共交通空白地区を改善し、市内の面的な公共交通ネットワークの形成など、市民や交通事業者等と一体となって「守り、支え、育てる」持続可能な公共交通の構築に努めます。 ○市内循環バスの速達性や定時性を保持すると同時に、通行環境の安全性を確保します。 ○駅周辺の交通結節点機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場、周辺道路）の総合的な充実に努めます。 【環境指標 37】市内循環バス利用者数（年）	まちづくり推進課

■公共交通機関の利用環境の充実

具体的な取組・事業	主な担当部署
○環境負荷の少ないまちづくりを目指して、バス、鉄道等の公共交通の利用環境向上に努めていきます。 ○駅舎及び駅前広場等の利便性向上に向けてバリアフリー化など、交通事業者と連携し、協議調整を実施します。	まちづくり推進課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
35	公用車の次世代自動車の導入	台	4	5	5	財産管理課
36	電気自動車用急速充電器の利用件数（年）	件	62	350	700	環境推進課
37	市内循環バス利用者数（年）	人	291,774	346,000	382,000	まちづくり推進課

＜コラム＞　次世代自動車

次世代自動車とは、ハイブリッド車（HV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHV）などの環境にやさしい自動車のことです。

次世代自動車は、二酸化炭素（CO_2）や大気汚染物質の排出の削減につながります。また、電気を供給する機能を持つ車の場合、災害時の非常用電源として活用することもできます。

市では、電気自動車用急速充電器を市役所に設置しています。

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

地球に負荷の少ないまちをつくる	【市民・市民団体、事業者】	
	●温室効果ガスの排出が少ない公共交通（電車・バス）や自転車、徒歩での移動を推進しましょう。 	●自動車を運転する時は、エコドライブを実践しましょう。
	●車を導入・更新する際は、次世代自動車を検討しましょう。省エネ性能が高く環境への負荷が少ない車を選びましょう。 	●必要な時だけ車を借りるカーシェアや手軽に利用できるシェアサイクルなど、移動手段をシェアするサービスを積極的に活用しましょう。

＜コラム＞　シェアサイクル

自転車は二酸化炭素（CO_2）を排出しない乗り物で、交通事情による影響を受けにくいことから、近年注目されています。

シェアサイクルは、他の人と自転車をシェアすることにより、必要なタイミングで必要な分だけ自転車を利用することができる仕組みです。市内には 123 ヶ所（令和３（2021）年６月時点）のポートがあり、借りた場所と違う場所のポートにも返却できるため、非常に利用しやすくなっています。ぜひ活用してみましょう。

■シェアサイクルポート（左：朝霞市役所前　右：北朝霞駅前）

3-4　資源を大切に、繰り返し使う

<現状>

循環型社会とは、ごみをなるべく出さず、可能な限り資源を再利用し、適切に処理を行うことで、環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指すものです。循環型社会の形成のためには、一人ひとりの取組が重要であり、これまでのライフスタイルや経済活動を見直すことが大切です。

市では「朝霞市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、市、市民、事業者の連携により３Ｒの意識を高め、家庭や事業所からの一般ごみの減量化及び再資源化の取組を推進しています。

本市のごみの排出量は、家庭ごみ・事業ごみともに令和元（2019）年度よりやや増加傾向となっていますが、市民１人１日当たりのごみ総排出量については経年的には減少傾向で推移しています。また、市民・市民団体の協力のもと、地域リサイクル活動（集団資源回収）により、資源の有効利用が進められています。

しかしながら、本市においては今後も人口の増加が見込まれていることやネット通販、デリバリーの利用増加等のライフスタイルの変化により、将来的に排出量の増加が懸念されます。また、事業系ごみは増加傾向であり、リサイクル率については横ばい傾向となっています。

ごみの減量化・資源化を推進するために、市民・市民団体の協力のもと、分別の徹底を図り、集団資源回収の促進を図るなど、３Ｒを進めながら、ごみ排出量の抑制を実践しています。また、リサイクルプラザを拠点として、リサイクルの情報発信や環境講座を開催するなどして環境学習の機会の充実に努めています。

■ごみ排出量及び１人１日当たりの家庭ごみ排出量の推移

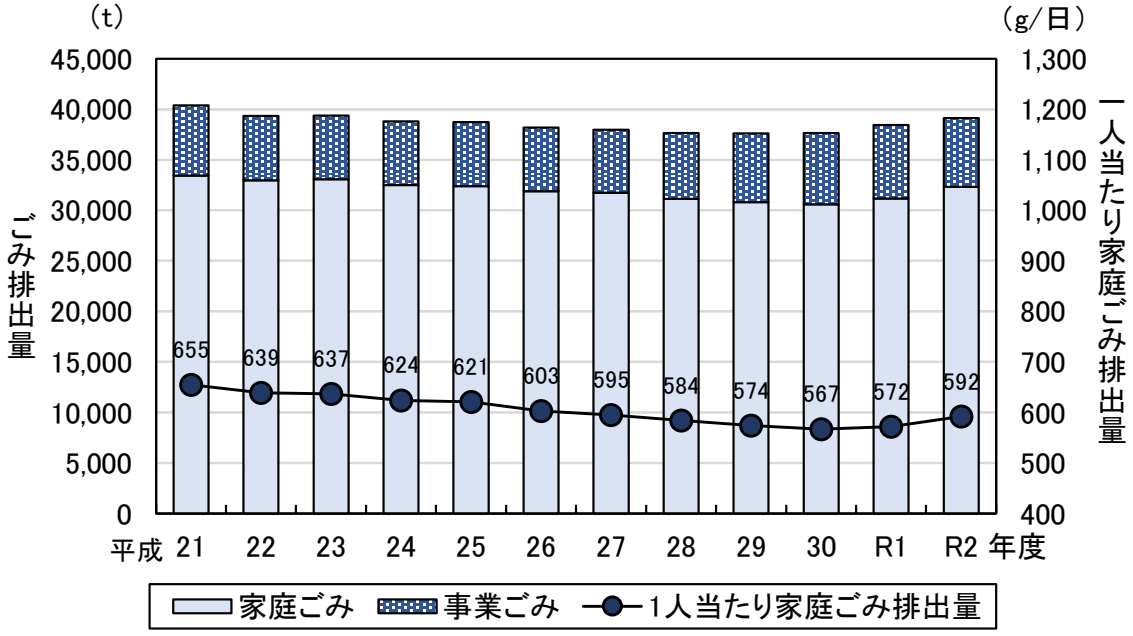

■リサイクル率の推移

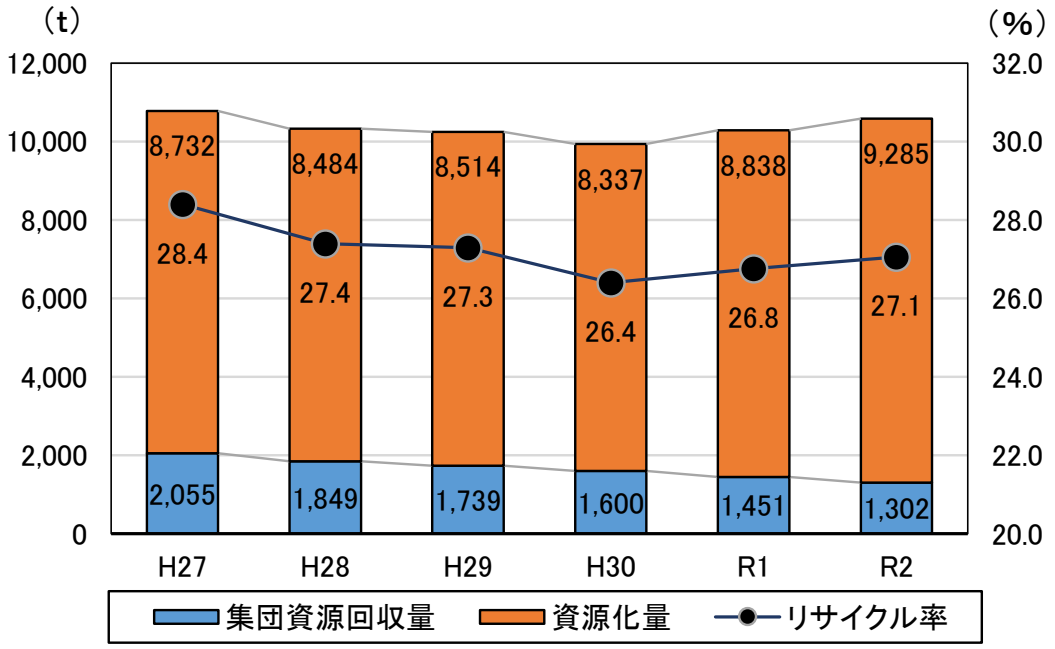

<課　題>

■ 持続可能な社会の実現に向けて、限りある資源を無駄にしない、ごみの少ないまちづくりが重要となっています。

■ ごみの減量化・資源化を推進するため、市、市民・市民団体、事業者が連携して３Ｒに取り組み、循環型社会の構築を進める必要があります。

■ 食品ロスを削減し、大切な資源を有効活用し、環境負荷に配慮することが不可欠です。

■ 廃棄物処理や資源循環の重要性に関して講座等を通じて市民・市民団体、事業者への啓発が必要です。

■ ごみの減量・再資源化、廃棄物のリサイクルを進めるためにさらに地域リサイクル活動を推進する必要があります。

■ 市民、事業者に対して適正な分別排出について指導・啓発を強化する必要があります。

＜実施施策＞

3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進

■３Ｒの推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○市、市民・市民団体、事業者の協働により、３Ｒ（Reduce（リデュース）：ごみを減らす、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）の活動を推進します。 ○市のホームページやリサイクルプラザの活動によるリサイクル情報の発信や講座等の環境学習の充実を図り、３Ｒの普及に努めます。 ○レジ袋の削減を図るため、マイバックの持ち歩きの啓発を推進します。 ○不用になった市内中学校の制服・体操着をリサイクルプラザで回収し、教育委員会を通じて各中学校へ配布して、必要な方に利用していただくことでリユース活動を推進します。 【環境指標 38】市民１人当たり１日のごみ排出量	資源リサイクル課

■生ごみの減量化

具体的な取組・事業	主な担当部署
○ごみの排出抑制のため、生ごみ排出時の水切りなどを推進し、減量化に努めます。	資源リサイクル課

■食品ロス削減

具体的な取組・事業	主な担当部署
○大切な資源の有効活用や環境負荷に配慮するため、食品ロス削減の啓発に努めます。 ○給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進め、食品ロス削減を推進します。 ○家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくことで、食品ロス削減を推進します。	資源リサイクル課 保育課 長寿はつらつ課 学校給食課 福祉相談課

■廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実

具体的な取組・事業	主な担当部署
○リサイクルプラザを拠点として、リサイクル情報の発信や講座等の開催による３Ｒの普及に努めていくとともに、市民・市民団体、事業所等の参加の拡充に努めていきます。 ○「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」と市との協働で講座等の充実・支援に努めます。	資源リサイクル課

■事業者に対する適正排出・適正処理の指導

具体的な取組・事業	主な担当部署
○適正な分別による再資源化の推進や適正な排出方法について指導・啓発を強化します。 ○製品や容器等を製造、販売する事業者が、製品が廃棄された後においても、適正な処理や再資源化がされる段階まで責任を負うよう法的整備について、国や関係機関等に対して要望します。 【環境指標 39】事業ごみの年間排出量	資源リサイクル課

3-4-2 資源化の推進

■地域リサイクル団体活動の推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○ごみの減量化・再資源化を進めていくために、市民や市民団体等の協力のもと、地域リサイクル活動（集団資源回収等）などを推進します。 【環境指標 40】ごみの再生利用率	資源リサイクル課

■廃棄物の資源化の促進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○廃棄物のリサイクルを推進するため、分別収集及び集団資源回収に努めます。また、リサイクル家具や放置自転車の再利用を推進し、リサイクル活動を促進します。 ○ごみの分別については啓発冊子や分別看板の配布、広報等による啓発のほか、ごみ集積所監視パトロールを実施し、適正な分別排出指導を行います。	資源リサイクル課 まちづくり推進課

3-4-3 廃棄物の適正処理の推進

■適正処理の推進

具体的な取組・事業	主な担当部署
○一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制、資源化、収集・運搬などを進めます。また、社会情勢の変化等があった場合、必要に応じて計画を見直します。 ○市民、事業者等に対しごみの減量・分別についての啓発活動に努めます。 【環境指標 41】ごみ焼却処理量（年）	資源リサイクル課
○一定規模以上の建築物を解体等する場合に、分別解体の適正処理についての指導に努めます。	開発建築課

＜コラム＞　ごみの発生抑制の重要性

「３Ｒ」は、ごみを限りなく減らして、ごみの焼却や埋め立てによる環境への負荷をできるだけ少なくし、さらに、限りある地球の資源の使用を減らす循環型社会を実現するための重要なキーワードです。

「３Ｒ」はどれも重要ですが、ごみの発生、資源の消費をもとから減らす「リデュース：発生抑制」が一番重要な行動です。まずは、「ごみになるものを買わない、もらわない」「長く使える製品を買う」行動を心掛けましょう。

（出典：環境省ホームページ）

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
38	市民１人当たり１日のごみ排出量	g	592	462	399	資源リサイクル課
39	事業ごみの年間排出量	t	6,815	6,804	6,804	資源リサイクル課
40	ごみの再生利用率	%	33.3	38.2	40.5	資源リサイクル課
41	ごみ焼却処理量（年）	t	26,826	22,000	20,500	資源リサイクル課

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

資源を大切に、繰り返し使う	【市民・市民団体】	【事業者】
	●ごみの分別やごみ出しのルールを守りましょう。ごみになるものは買わないようにしましょう。 	●事業系ごみの適正な排出に努めましょう。オフィスでは、省資源やごみの減量・分別に取り組みましょう。
	●地域リサイクル活動（集団資源回収等）に参加・協力しましょう。リサイクル家具や放置自転車の再利用、リサイクル品の活用を進めましょう。 	●製造過程などで、ごみの減量化や再利用、再資源化の仕組みをつくりましょう。過剰包装にならない工夫や再利用可能な商品の製造・販売を進めましょう。
	●食品ロス削減に努めましょう。食べ残しや食材の買いだめに気を付けましょう。 	●調理くずや食べ残し等の飼料化・肥料化を行いましょう。
	●リサイクル情報の収集やリサイクル体験等の環境学習に参加しましょう。 	●過剰に製造してしまった賞味期限内の食品等は、市内の子ども食堂などで活用しましょう。

＜コラム＞　食品ロスへの取組

≪なぜ食品ロスが問題になっているの？≫

　食品ロスとはまだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロス発生量は年間約 600 万ｔで、国民 1 人当たりに換算すると「お茶腕約 1 杯分の食べもの」を毎日捨てているのと同じ量になります。食品ロスは、以下のような環境等への悪影響も生じます。

・食べ物を育てたり、取ったり、作ったり、運んだりした手間や時間が無駄になってしまう。
・食品を捨てることで、その食べ物を購入したお金が無駄になってしまう。
・家庭から出る食品ロスが増えると、それらを処理するための税金がかかる。
・食品の生産や流通時に使用された水や飼料、燃料なども無駄になってしまう。
・捨てられてしまう食品の運搬や焼却処分する際に温室効果ガスが発生し、地球温暖化が進む。

≪食品ロスはどこから発生しているの？≫

　食品関連事業者だけでなく家庭からも発生しており、主に食べ残し、手つかずの食品、皮のむき過ぎ等が原因です。食べられるのに捨てた理由は、1）食べ残し 2）傷んでいた 3）期限切れが多いと言われています。

≪食品ロスを減らすためにできることは？≫

　一人ひとりが意識して、食品ロスの削減を目指すことが大切です。

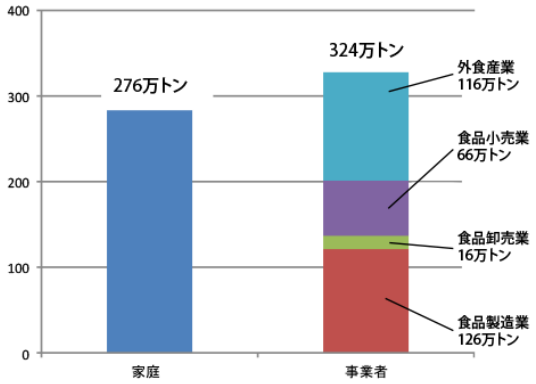

（出典：環境省食品ロスポータルサイト）

＜食品ロスを減らすための取組＞

- 食材を無駄なく利用するエコクッキングを実践します。
- 備蓄食品の賞味期限を定期的に確認し、期限内に消費します。
- 家庭内や会社、外食での食べ残しを出さないように、食べきりに努めます。

3-5　気候の変化に備える

<現　状>

世界の気候変動の影響評価を行う政府間組織「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」の報告によると、厳しい地球温暖化対策を最大限実施した場合でも、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。

近年、日本では、大型台風の出現頻度や短時間豪雨の増加が生じており、その多くは気候変動の影響が指摘されています。これらの影響に備えるための「適応策」を進めることが不可欠となっています。

埼玉県の将来の平均気温は、今後何も対策を取らない場合、100 年間で最大 4.8 度上昇すると予測されています。埼玉県においては、気候変動による影響が農業、災害、健康などの分野で顕在化しつつあり、農業分野での高温耐性品種などの育成・普及や健康分野での熱中症予防対策など、分野別の取組を推進しています。

市民アンケートを実施したところ、近年の気温の上昇や大雨の頻度の増加などを受けて、市民の災害への備えに関する意識が高まっている結果となりました。

本市においても、気候変動による影響は、今後も様々な分野で顕在化すると考えられ、真夏日や熱帯夜の増加による熱中症リスクへの対策、大雨に伴う水害への対策、市街地でのヒートアイランド対策など、分野横断的に対策を進めています。

また、市域から排出される温室効果ガスを削減するため、地球温暖化対策実行計画（本編第５章）の策定を行い、対策の強化を進めていきます。

■令和元（2019）年 10 月 台風 19 号による浸水被害の様子

<課　題>

■ 気候変動の影響を把握し、適応策等について情報提供をすることが求められます。

■ 自然災害に向け、防災や災害軽減などの対策や公共施設をはじめとする施設等の整備が必要です。

■ 気候変動によって生じる熱中症や感染症などの様々な症状に対し、啓発を行っていくことが不可欠です。

■ 都市のヒートアイランド化の抑制や都市気候の緩和などに関する対策が求められます。

＜実施施策＞

3-5-1　気候変動に関する影響の把握と普及啓発

■気候変動に関する影響の把握

具体的な取組・事業	主な担当部署
○水質や動植物のモニタリング調査などにより、気候変動の影響と考えられる変化を把握します。	環境推進課 みどり公園課

■適応策に関する普及啓発

具体的な取組・事業	主な担当部署
○気候変動による影響や適応の必要性、適応策について、広報やホームページ等により普及啓発を行います。	環境推進課

3-5-2　気候変動への適応策の推進

■農業分野

具体的な取組・事業	主な担当部署
○日照不足や高温等の気象条件、自然災害に対する管理・技術対策、病害虫発生予報など、県で作成した資料をホームページに掲載し、農業者へ周知します。 ○気候変動による農作物への影響について、県や農協などから情報の収集に努めます。	産業振興課

■水環境・水資源分野

具体的な取組・事業	主な担当部署
○気候変動の影響などで市内の湧水に変化が生じる可能性があるため、市民団体と協働で斜面林から湧き出る湧水の水量などの把握に努めます。	みどり公園課 環境推進課
○気候変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川水質等の水質調査を行います。	環境推進課
○市指定文化財の湧水地において、水質調査や敷地の除草・剪定を行い、維持管理を図ります。広沢の池では日常的な巡回のほか、増水時には排水を、渇水時には給水を行います。	文化財課

■自然生態系分野

具体的な取組・事業	主な担当部署
○気候変動に伴う南方系の外来生物の定着による在来生物への影響を把握するため、市民・市民団体からの情報の収集に努めるとともに、防除等の啓発を行います。	環境推進課 みどり公園課

■自然災害分野

具体的な取組・事業	主な担当部署
○地域の環境特性等に配慮した適正な土地利用の推進や防災対策、災害軽減対策に努めていきます。 ○建築物の耐震化の促進、避難経路・避難場所の確保、防火帯としてのオープンスペースの確保など地震時対策の徹底に努めます。 ○「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づいて、雨水流出抑制、切土・盛土の安全対策、緑地（緑化施設）の整備など適切な運用を図っていきます。 ○地域防災計画に基づき、震災や風水害、大規模事故災害が発生した場合、地域住民や事業所等へ被害情報等の災害情報を提供します。 ○下水道の排水能力を上回る局地的な豪雨が多発するとともに、下水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的に更新事業を進めます。 ○浸水被害軽減のため、一定規模以上の開発行為に対し、雨水貯留浸透施設の設置を義務付け、雨水流出抑制を推進します。 ○雨水貯留浸透施設や雨水貯留槽に雨水を一時的に貯留し、河川等への流出量を調整することで、浸水被害等を防止します。 ○荒川低湿地を中心として新河岸川、黒目川沿いでは、特に水害防止のための総合治水対策を推進するよう河川管理者に働きかけていくとともに、被害を最小限にくいとめるように努めます。また、段丘斜面については、斜面林の保全・維持管理に努めていきます。 【環境指標 42】公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数 【環境指標 43】雨水管整備率 【環境指標 44】開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合	環境推進課 まちづくり推進課 危機管理室 開発建築課 みどり公園課 下水道施設課 地域づくり支援課 産業振興課 資源リサイクル課 こども未来課 保育課 道路整備課 学校給食課 教育総務課 文化財課 財産管理課 施設所管課
○ハザードマップや市民参加による危険個所の確認結果に基づき、防災に関する情報の提供、防災意識の啓発普及を行います。	危機管理室
○市街地の緑は、雨水を地下水に浸透させ、浸水被害の軽減等の機能を有することから、緑地の保全と都市緑化の推進に努めます。	みどり公園課

■健康分野

具体的な取組・事業	主な担当部署
○暑さ指数（WBGT)等の気象情報を提供するとともに、クールオアシスの設置等を進め、熱中症の注意喚起や予防に努めます。 ○デング熱などの感染症対策に関する情報発信を行い、感染症の発生予防及びまん延の防止に努めます。 【環境指標 45】熱中症警戒アラートの発令に伴う情報発信（注意喚起）	健康づくり課
○気温が高くなり光化学スモッグ注意報が発令された時は、迅速に周知を図ります。	環境推進課
○イベントや事業実施において、熱中症対策の周知や注意喚起の啓発に努めます。	事業主催課

■市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等）

具体的な取組・事業	主な担当部署
○屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンの設置等、緑が持つ多面的な機能を生かして、都市のヒートアイランド化の抑制と都市気候の緩和を図ります。 ○健全な水循環の形成や緑地の保全と維持管理、親水空間の保全と創出、都市の緑化等の施策を総合的・計画的に進めていきます。 ○道路や歩道の整備に際しては、街路樹や緑地帯の確保等道路の緑化、透水性舗装やブロックの活用など環境に配慮した道路環境の整備に努めます。 【環境指標 46】公共施設の屋上緑化箇所数 【環境指標 47】公共施設の壁面緑化箇所数	財産管理課 保育課 教育総務課 地域づくり支援課 内間木支所 こども未来課 健康づくり課 まちづくり推進課 生涯学習・スポーツ課 中央公民館 みどり公園課 環境推進課 道路整備課 資源リサイクル課 施設所管課
○気候変動等の影響により渇水が続いた場合は、給水制限などを低減するため、市民や事業者に対して節水の呼びかけを行います。	上下水道総務課 水道施設課
○クールビズやウォームビズ、適切な室内温度設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。	環境推進課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
42	公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数	箇所	12	15	16	環境推進課
43	雨水管整備率	%	94.6	94.9	95.2	下水道施設課
44	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合（再掲）	%	100	100	100	下水道施設課
45	熱中症警戒アラートの発令に伴う情報発信（注意喚起）	%	100	100	100	健康づくり課
46	公共施設の屋上緑化箇所数	箇所	14	14	14	環境推進課
47	公共施設の壁面緑化箇所数	箇所	26	26	26	環境推進課

環境配慮行動 ＜環境目標の達成に向けてできること＞

	【市民・市民団体】	【事業者】
気候の変化に備える	●災害時などの停電に備え、太陽光発電や蓄電システムなどの導入を検討しましょう。 	●浸水被害を防止するため、雨水浸透ますや雨水貯留槽、浸透トレンチなどを設置して、雨水を河川に一気に流さない工夫をしましょう。 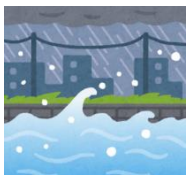
	●市内の水害、内水（浸水）、土砂災害ハザードマップなどを確認し、対応を検討しましょう。避難経路や避難場所の確認のため、地域の避難訓練に積極的に参加をしましょう。 	●浸水等の自然災害を想定して、事業継続計画（BCP）の策定を進めましょう。
	●蚊の発生を防止することで感染症を予防するため、雨水がたまる場所を作らないようにしましょう。 	●地域の避難訓練への積極的な参加や災害時における避難場所の提供を検討しましょう。
	●クールビズの実践やクーラーを上手に活用するなど適切な室内温度設定を行い、熱中症の予防に努めましょう。 	●ヒートアイランドを軽減するため、屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンの設置や敷地の緑化に努めましょう。
	●熱中症警戒アラートや光化学スモッグ注意報の発令状況を確認し、対策をとりましょう。 	●熱中症警戒アラートの掲示や社員への声掛けにより、熱中症予防の周知・啓発を図りましょう。

環境目標４　パートナーシップによる環境活動の推進

みんなで環境を学び、考え、取り組むまち

４-１　環境についてみんなで学ぶ

<現状>

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因していることから、すべての人がそれぞれの立場で取り組み、身近な環境に関心をもつことが必要です。

市民一人ひとりが日常生活と環境との関わりについて理解し、環境活動を推進していくために、学校や市などがそれぞれの役割で、地域に根ざした環境情報を提供することが重要になっています。

環境教育・環境学習は、環境保全の取組の基礎となるものです。次代を担う子どもたちに対しては、子どもの頃から環境問題への関心を持ち、主体的な行動につなげるため、こどもエコクラブや環境美化ポスターコンクールなど、学習と実践を一体化させた環境教育を進めています。

また、市では、広報や市のホームページへの環境関連の記事の掲載や年次報告書「朝霞の環境」の作成・公表を通じて、環境に対する情報の周知と啓発を行っています。

環境に関するイベント・講座や文化財施設での活動など、市民一人ひとりが身近な環境問題や地域課題に関心をもち、主体的に取り組んでいけるよう、情報提供方法の充実や環境関連イベントへの参加の機会を創出していく必要があります。

市民が自ら企画実施する学習講座に対しては、活動団体への支援を行い、学習の機会の形成を促すとともに、市民との協働による生涯学習活動の推進に努めています。

＜コラム＞　環境美化ポスター

市では環境美化啓発の一環として、環境美化ポスターを募集しています。

「ポイ捨て対策」、「犬のフン尿対策」などテーマに合わせて、市内の小学校に通う３年生と６年生を対象に実施しており、令和３（2021）年は 226 点の作品が寄せられました。

美化ポスター作成に取り組むことで環境問題を考えるきっかけづくりとするほか、入選作品を市役所に展示することや市ホームページに掲載するなどして、環境美化意識の向上に活用しています。

■環境美化ポスター入選作品（市役所１階ロビー）

<課　題>

■ 市民一人ひとりが環境問題について知り、考え、主体的に行動していくとともに、協働していくことが不可欠になっています。

■ 環境教育・環境学習や環境保全活動を通じて、環境情報や環境問題を共有していくことが必要になっています。

■ 環境保全活動に携わっている市民・市民団体、事業者、地域など、密接な連携による環境教育・環境学習、環境保全活動を進めていく仕組みづくりが求められています。

■ 分かりやすい情報による環境問題の普及啓発、市民が必要とする情報の把握などの環境情報の発信等が求められます。

＜実施施策＞

4-1-1 環境教育や環境学習の機会の提供

■環境教育や環境学習の機会の提供

具体的な取組・事業	主な担当部署
○身近な自然環境の活動協力支援や「こどもエコクラブ」の普及にかかる支援を行います。 ○身近な問題から環境を考えるという観点から環境教育･環境学習の機会の充実に努めます。 ○市民が、環境について専門知識を学び理解を深め、環境に配慮したライフスタイルにつなげるため、環境に関する講座等を開催するなど環境教育・環境学習の機会の充実に努めます。 ○環境に関する学びを行う市民団体に支援を行います。	環境推進課 教育指導課 資源リサイクル課 生涯学習・スポーツ課
○広報等を通じて環境に関する普及･啓発を行うとともに、年次報告書「朝霞の環境」を作成し、朝霞市や市をとりまく環境問題への理解を深め、その周知と啓発に努めます。 ○市内の小学生を対象とした環境美化ポスターの募集を通して、子どもたちの環境美化への関心を高めます。 【環境指標 48】環境政策に係る報告書の発行 【環境指標 49】環境美化ポスター応募者数	環境推進課

4-1-2 環境情報の発信と普及啓発

■環境情報の収集と発信

具体的な取組・事業	主な担当部署
○地域の協力による「きれいなまちづくり運動」の実施や環境美化活動功労者への表彰を通じて、市内の環境美化及び環境美化意識の向上に努めます。	環境推進課
○環境に関する学びやイベント等の情報収集を行い、広報等での周知に努めます。 【環境指標 50】環境関連情報の発信（年）	環境推進課 関係各課

○文化財施設を活用した朝霞の暮らしや歴史・文化に関する情報について、広報等での情報発信や市内小学校への情報提供を行います。	文化財課
○リサイクルプラザでの環境学習の普及、朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携の充実・支援を行います。 【環境指標 51】リサイクルプラザでの講座参加者数（年）	資源リサイクル課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
48	環境政策に係る報告書の発行	種類	2	2	2	環境推進課
49	環境美化ポスター応募者数	人	0 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	200	220	環境推進課
50	環境関連情報の発信（年）	回	28	30	31	環境推進課
51	リサイクルプラザでの講座参加者数（年）	人	21	150	150	資源リサイクル課

環境配慮行動

＜環境目標の達成に向けてできること＞

環境についてみんなで学ぶ	【市民・市民団体】	【事業者】
	●環境講座や学校の授業を通して、環境について学びましょう。日常生活で無駄なエネルギー消費などを話し合ってみましょう。地域の環境について調べたり、学んだことを実践してみましょう。 	●事業者で取り組んでいる環境保全活動について、市民に広く公表しましょう。職場内において環境研修や環境教育を進めましょう。
	●市の広報やホームページ、「朝霞の環境」などを活用して環境に対する関心を高めましょう。地域の環境や今起こっていることについて学びましょう。 	●環境学習の講座や会社見学などの環境学習の場を提供しましょう。行政やＮＰＯ法人などが行う環境学習会などに積極的に参加しましょう。

4-2　環境活動にみんなで参加し行動する

<現状>

環境課題の解決に向けた取組は、市、市民・市民団体、事業者それぞれが、適切な役割分担により、取組を進めていくことが必要です。各主体が環境パートナーシップにより環境保全活動へ参加できるように、協力の機会の提供が重要となります。

市では、環境団体や環境に関する有識者を活用して、学校や地域、家庭や職場での環境学習の推進を図っています。また、自然観察や体験学習、環境保全活動に取り組む人材の育成と活動を支援しています。環境保全活動に必要な情報の提供に関しては、広報や市ホームページ等に掲載して、普及啓発を行い、市民等による自主的な環境保全活動の促進を支援しています。また、市内を中心に活動を行っている自然環境や環境問題に関する市民団体等を把握し、活動情報の提供・交換・活用・協力等に努めています。

■みどりに関わる主な市民の活動（令和２年度末現在）

活動	活動内容	活動団体	活動場所
里山の管理	里山(公有地)の 下草刈りや樹木の剪定	あさか環境市民会議	宮戸特別緑地保全地区 岡特別緑地保全地区 郷戸特別緑地保全地区 根岸台自然公園
公園・緑地の管理	公園・緑地内の清掃、 除草・花壇の植付け	21 団体	公園・児童遊園地 浜崎黒目花広場 わくわく田島緑地　等
朝霞の森の管理	朝霞の森の除草	朝霞基地跡地の自然を守る会	朝霞の森
生き物の 生息環境の保全	生き物の調査、 保全に関する活動	あさか環境市民会議 黒目川に親しむ会 埼玉県生態系保護協会朝霞支部 秋ヶ瀬野鳥クラブ 朝霞基地跡地の自然を守る会 朝霞湿生植物保護の会 わくわく新河岸川みどりの会　等	特別緑地保全地区 黒目川 基地跡地 朝霞調節池 新河岸川ほか市内各所
道路美化活動	道路清掃、植樹帯の管理	25 団体	市内の道路
きれいな まちづくり運動	道路や河川敷の 一斉清掃活動	自治会・町内会、事業者	市内各所
旧高橋家住宅の 管理運営	解説ガイドや体験学習で使用する作物の耕作等	登録ボランティア	旧高橋家住宅

■市民活動の状況（左：きれいなまちづくり運動　　右：あさか環境市民会議）

<課　題>

■ 多様な環境学習・体験等の機会の提供と合わせて、地域や学校での環境保全活動の中心となる人材の育成や活動支援などが必要になっています。

■ 市民参加や市民自治による地域資源や環境の保全・活用・創出が進められるよう参加・協力の機会やきっかけづくりが求められます。

■ 環境の保全と創造等に向けて市が進めている取組について、市民、事業者の積極的な参加と普及に努めていく必要があります。

■ 市民・市民団体、事業者での環境保全に向けた取組や活動に関する情報の発信や活動支援など、環境パートナーシップの推進に向けて、的確な情報発信が課題となっています。

＜実施施策＞

4-2-1　市民団体の環境保全活動支援

■環境に関する有識者等の活用

具体的な取組・事業	主な担当部署
○環境団体や環境に関する有識者等を活用して、学校や地域、家庭や職場での環境学習を推進します。また、自然観察や体験学習、環境保全活動を支援する人材の育成と活動支援に努めます。 【環境指標 52】環境講座の開催数（年）	環境推進課

■市民団体の環境保全活動支援

具体的な取組・事業	主な担当部署
○あさか環境市民会議等による環境市民活動を支援し、市、市民・市民団体、事業者が、協働により環境保全等に取り組む仕組みづくりやグラウンドワーク活動を支援・推進します。 ○市内で環境保全活動を行っている団体との連携による重点的取組や協働プロジェクト等の企画立案と推進に向けた支援･協力に努めていきます。	環境推進課 資源リサイクル課
○市民･市民団体や事業者の参加による緑地の維持管理、協働による里山づくりや緑地・広場づくりを推進します。	みどり公園課
○地域の環境保全等に関する取組を行う市民団体に対し､補助金を交付するなど、活動を支援します。	地域づくり支援課

4-2-2　環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

■環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

具体的な取組・事業	主な担当部署
○市民や市民団体が活用しやすい環境整備を図り、情報の収集と発信など、環境保全活動団体の育成と活動の推進に努めます。	地域づくり支援課
○市民・市民団体、事業者、地域や学校で活動している環境保全活動団体等との連携に努め、ネットワーク形成を支援します。	環境推進課

＜施策に関連する環境指標＞

番号	環境指標名	単位	現状値 令和２ （2020）年度	中間目標値 令和７ （2025）年度 ※第５次総合計画終了時	目標値 令和 13 （2031）年度	備考
52	環境講座の開催数（年）	回	0 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	2	3	環境推進課

環境配慮行動　＜環境目標の達成に向けてできること＞

環境活動にみんなで参加し行動する

【市民・市民団体】	【事業者】
●きれいなまちづくり運動や河川清掃、地域の美化活動などに積極的に参加しましょう。 	●河川清掃や環境美化活動に参加しましょう。従業員に対して、地域の市民活動への参加・協力を奨励しましょう。
●環境について学べる場所（リサイクルプラザ）に行ってみましょう。環境ボランティア団体、公園・緑地ボランティア団体、道路美化活動団体などに参加してみましょう。 	●環境保全に関する研修などを通じて、環境活動を推進する人材を育成しましょう。環境保護団体や環境ボランティア活動などを支援しましょう。

＜コラム＞　リサイクルプラザ（エコネットあさか）

廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設です。１階にはリサイクルショップや不用品情報交換コーナー、２階にはリサイクル情報図書コーナー、リサイクルギャラリー、３階には各種講座・教室などを行うリサイクル活動室や作業を行うためのリサイクル工房・リフォーム工房が設置されています。

■活動の様子